

令和7年度中野区要保護児童対策地域協議会及び中野区子ども・若者支援地域協議会

代表者会議 次第

令和7年5月28日(水) 10時～12時

中野区立教育センター第1001会議室

- 1 子ども・若者支援センター所長挨拶
- 2 各機関の自己紹介(資料1、2)
※資料2はHP掲載省略
- 3 中野区要保護児童対策地域協議会について(資料3、4)
- 4 中野区児童相談所の状況(相談実績等)について(資料5)
- 5 令和7年度の児童館運営について(資料6)
- 6 令和7年度利用者支援事業について(資料7)
- 7 社会的養育推進計画について(資料8)
- 8 中野区子ども・若者支援地域協議会について(資料9、10)
- 9 中野区の若者支援の状況について
 - (1)子ども・若者育成活動支援事業について(資料11)
 - (2)若者相談実績について(資料12)
 - (3)若者フリースペースについて(資料13)
 - (4)社会的養護自立支援拠点事業について(資料14)

10 その他

【配付資料】

- 資料1 令和7年度 中野区要保護児童対策地域協議会、中野区子ども・若者支援地域協議会代表者会議名簿
- 資料2 令和7年度 子ども・若者支援センター職員体制
- 資料2別紙 令和7年度 児童福祉課 職員一覧
- 資料3 中野区要保護児童対策地域協議会のしくみ
- 資料4 令和6年度 中野区要保護児童対策地域協議会活動実績
- 資料5 令和6年度 中野区児童相談所相談実績
- 資料6 令和7年度の児童館運営について
- 資料7 令和7年度利用者支援事業について
- 資料8 社会的養育推進計画
- 資料9 中野区子ども・若者支援地域協議会のしくみ
- 資料10 令和6年度 中野区子ども・若者支援地域協議会活動実績
- 資料11 子ども・若者育成活動支援事業(ティーンズ会議及び若者会議)について
- 資料12 令和6年度 若者相談 相談実績
- 資料13 中野区若者フリースペースについて
- 資料14 親を頼れない子どもや若者のためのみらいステップ BASE(チラシ)

(参考資料)

中野区ショートステイちらし

中野区児童相談所パンフレット

中野区児童虐待防止マニュアル改訂版(2022)「つなげよう子どもを守るみんなの手」

中野区若者相談パンフレット

中野区若者フリースペースパンフレット

みらいステップなかのパンフレット

※ 関係機関からの情報提供資料

中野区さつき寮 パンフレット

子ども虐待防止センターパンフレット

令和7年度 中野区要保護児童対策地域協議会、中野区子ども・若者支援地域協議会
代表者会議名簿

	機 関 名	役 職 等	氏 名	要対協	子若協	備 考
1	中野区法曹会	監事	岸本 有巨	●		
2	中野区保護司会	会長	濱本 義典	●	●	
3	東京人権擁護委員協議会 中野区委員会	代表	鈴木 一男	●		
4	警視庁中野警察署	生活安全課長	竹内 秀之	●	●	
5	警視庁野方警察署	生活安全課少年係長	鎌田 美穂子	●	●	
6	警視庁戸塚警察署	少年係長	村越 直美	●	●	
7	警視庁新宿少年センター	所長	松崎 充博	●	●	
8	一般社団法人中野区医師会	小児・学校保健部 担当理事	山岸 千尋	●	●	
9	一般社団法人中野区歯科医師会	専務理事	西村 正美	●		
10	新渡戸記念中野総合病院	小児科部長	田中 邦生	●		
11	東京警察病院	小児科部長	宇田川 美野子	●		
12	中野区民生児童委員協議会	副会長	脇屋 美智子	●	●	
13	中野区私立幼稚園連合会	虐待防止委員	河村 洋	●		
14	子どもの虐待防止センター	常務理事	片倉 昭子	●		
15	中野区社会福祉協議会	常務理事	小田 史子	●	●	
16	愛児の家	園長	石綿 徳太郎	●	●	
17	聖オディリアホーム乳児院	施設長	鎌倉 道子	●	●	
18	あけの星学園 こでまりホーム	施設長	石丸 正史	●	●	
19	中野区さつき寮	施設長	川口 学	●	●	
20	中野区立小学校長会	中野区立桃花小学校長	吉川 正	●	●	
21	中野区立中学校長会	中野区立中野中学校長会	竹之内 勝	●	●	
22	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課	主任指導主事	高島 由紀子		●	
23	東京少年鑑別所(東京法務少年支援センター)	所長	西岡 潔子		●	
24	中野区若者フリースペース	統括責任者	田中 亮太		●	
25	NPO法人ブリッジフォースマイル	代表	林 恵子	●	●	
26	子ども・若者支援センター所長		森 克久	●	●	
27	中野区児童相談所長		古川 康司	●	●	
28	子ども・若者支援センター子ども・若者相談課長		久島 知子	●	●	
29	企画部ユニークデザイン推進担当課長		大場 大輔	●	●	
30	子ども教育部保育園・幼稚園課長		林 健	●		
31	子ども教育部育て支援課長		藤嶋 正彦	●		
32	子ども教育部育成活動推進課長		鈴木 康平	●	●	
33	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長		池内 明日香	●	●	
34	地域支えあい推進部すこやか福祉センター調整担当課長		河田 達彦	●	●	
35	地域支えあい推進部中部すこやか福祉センター担当課長		鈴木 宣広	●	●	
36	地域支えあい推進部北部すこやか福祉センター担当課長		中村 志保合	●	●	
37	地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長		菅野 多身子	●	●	
38	地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター担当課長		平田 祐子	●	●	
39	健康福祉部障害福祉課長		鳥井 文哉	●	●	
40	健康福祉部障害福祉サービス担当課長		河村 陽子	●		
41	健康福祉部生活援護課長		葉山 義彦	●	●	
42	教育委員会事務局指導室長		井元 章二	●	●	
43	区民部区民サービス課長		小堺 充		●	
44	区民部産業振興課長		国分 雄樹		●	
45	子ども教育部子ども政策担当課長		小飼 保実		●	
46	健康福祉部保健予防課長		宮下 奈緒		●	

中野区要保護児童対策地域協議会のしくみ

1 経緯

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

このような多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う調整機関(事務局)の明確化や円滑な情報提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要です。

平成16年の児童福祉法の改正においてこれらの事柄が規定され、各地方自治体は要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」といいます。)を設置できることになり、中野区では平成17年に設置しました。調整機関(事務局機能)として中野区子ども・若者支援センターが指定されています。

(根拠法令)

児童福祉法

(第25条の2)

地方公共団体は単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。

2 構成と協議事項

要対協は、代表者会議、要保護児童サポート会議及び個別ケース検討会議の3層構造になっています。

構成	内容	主な協議事項	頻度
代表者会議	構成機関の各分野の代表者による会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な運営方針の決定 ・要保護児童の問題状況の情報共有 	年1回
要保護児童サポート会議	構成機関の実務担当者による会議	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等の実態の把握 ・援助方針の見直し等のケース進行管理 ・支援を行っているケースに関する情報交換 ・代表者会議への報告 ・個別ケース検討会議での課題検討 <p>実務者研修 (子ども・若者支援ネットワーク研修)</p>	隨時
個別ケース検討会議	支援が必要な個別ケースに関する実務担当者による会議	個別ケースに対する検討	隨時

3 情報共有

要対協では、適切な支援を行うために情報交換や協議を行う必要があるときは、関係機関等に対し、資料や情報提供を求めることができます。

(根拠法令)

児童福祉法

(第25条の3)

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

4 守秘義務

要対協の構成員には、児童福祉法において守秘義務が課せられ、罰則も規定されています。協議会構成員全体に守秘義務を課すことにより、情報共有を可能にする仕組みであることをご理解下さい。

なお、構成員は区ホームページ等で公表いたします。

(根拠法令)

児童福祉法

(第25条の5)

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1)国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2)法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (3)前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

(第61条の3)

第11条第5項、第18条の8第4項、第18条の12第1項、第21条の10の2第4項、第21条の12、第25条の5又は第27条の4の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

令和6年度 中野区要保護児童対策地域協議会活動実績

会議名	開催回数	内 容	開催日	出席者数(人)	議 題 等
代表者会議	1回	関係機関代表者	令和6年6月5日	34	1 中野区要保護児童対策地域協議会について 2 中野区児童相談所の状況について 3 中野区における「こども家庭センター」について 4 中野区子ども・若者支援地域協議会について 5 中野区の若者支援の状況について 6 社会的養育推進計画について 7 社会的養護自立支援拠点事業について
要保護児童サポート会議	延べ39回	生活指導主任会	令和6年9月5日	39	ブロック別情報交換会への児童相談所職員の参加
		中野区医師会	令和6年9月25日	20	社会的養護自立支援拠点事業について
			令和6年10月16日	10	児童相談所の運営状況について
		民間事業者業務報告会	令和6年10月15日	61	学童クラブと児童相談所の連携について
		民生児童委員 子育て支援部会	令和6年10月16日	30	児童相談所の概要と事例、里親について
		民生・児童委員	令和6年10月17日	28	社会的養護自立支援拠点事業について 子ども・若者支援ネットワーク研修のご案内
		保護司会	令和6年10月24日	20	社会的養護自立支援拠点事業について 子ども・若者支援ネットワーク研修のご案内
		中野区私立幼稚園 連合会園長会	令和6年11月5日	20	児童相談所の運営状況について
		地区委員会 代表者会議	令和7年11月15日	23	講演会 子どもの夢と希望を実現するために
		児童館長会	令和6年12月12日	20	社会的養護自立支援拠点事業について 児童館・キッズプラザと児童相談所の連携について
		教育センター	令和6年12月19日	9	社会的養護自立支援拠点事業について
		教育・保育情報交換会 (認可保育所、認証保育所、区立幼稚園対象)	令和7年1月16日	66	児童相談所の運営状況について
		次世代育成委員全体会	令和7年1月31日	14	講演会 子どもの夢と希望を実現するために
		障害児通所支援事業所を対象とする 集団指導	令和7年2月27日	61	児童相談所の運営状況について
		社会福祉協議会 子ども食堂	令和7年2月28日	40	抱え込まないように相談先を知ること(スタッフ向け勉強会)
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第1回)	令和6年11月18日	29	講演「要保護児童対策地域協議会について ～子どもを見守るネットワーク作り～」 講師:明星大学 常勤教授 川松 亮 氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第2回)	令和6年12月18日	59	講演「児童虐待が子どもに及ぼす影響と対応 ～子どもと関わる大人がそれぞれの立場でできること～」 講師:明治大学文学部心理社会学科 教授 加藤 尚子氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第3回)	令和7年1月22日	54	講演「親を頼れないすべての子どもが笑顔で暮らせる社会へ ～児童養護施設の退所者等の自立支援について～」 講師:NPO法人ブリッジフォースマイル理事長 林 恵子氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修 (第4回)	令和7年2月4日	41	講演「子どもとその家庭支援における保護者対応 ～支援者が知っておきたい法律的観点～」 講師:弁護士 福田 笑美 氏
		進行管理会議	年間16回		児童相談所、すこやか福祉センター(4所)の進行管理会議
		すこやか福祉センターと子ども・若者支 援センター連絡会	年間4回		児童相談所、すこやか福祉センター(4所)の関係機関連携
ケース 検討 会議	延べ 74回	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで			個別ケースに対する検討

中野区児童相談所相談実績(速報値)

資料5

1.新規相談件数

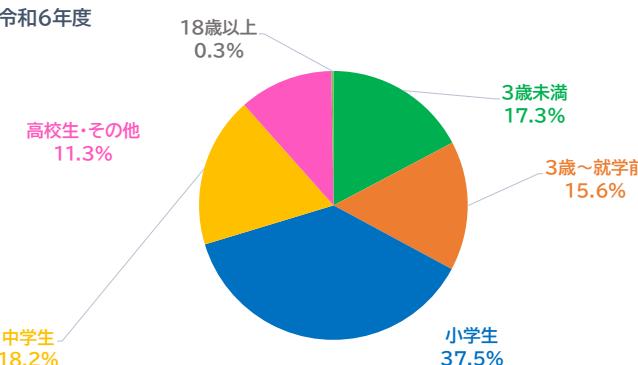
令和4(2022)年度	1,426
令和5(2023)年度	1,538
令和6(2024)年度	1,553



3.相談対象児童の年齢

年度	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生 その他	18歳以上	合計
令和4(2022)年度	289 (20.3%)	243 (17.0%)	499 (35.0%)	227 (15.9%)	164 (11.5%)	4 (0.3%)	1,426
令和5(2023)年度	267 (17.4%)	288 (18.7%)	563 (36.6%)	252 (16.4%)	166 (10.8%)	2 (0.1%)	1,538
令和6(2024)年度	268 (17.3%)	242 (15.6%)	582 (37.5%)	282 (18.2%)	175 (11.3%)	4 (0.3%)	1,553

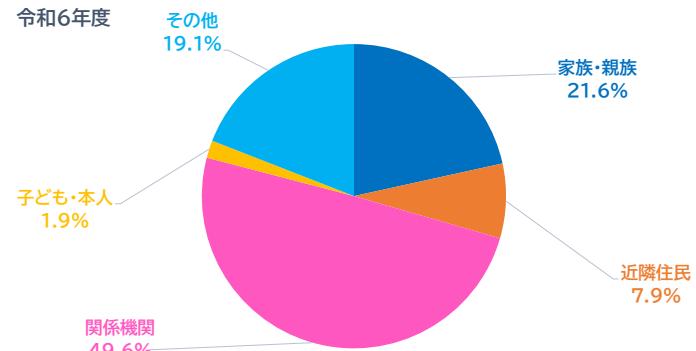
※小数点第2位以下四捨五入



2.相談経路

年度	家族・親族	近隣住民	関係機関	子ども・本人	その他	合計
令和4(2022)年度	307 (21.5%)	169 (11.9%)	839 (58.8%)	34 (2.4%)	77 (5.4%)	1,426
令和5(2023)年度	352 (22.9%)	158 (10.3%)	842 (54.7%)	57 (3.7%)	129 (8.4%)	1,538
令和6(2024)年度	335 (21.6%)	123 (7.9%)	770 (49.6%)	29 (1.9%)	296 (19.1%)	1,553

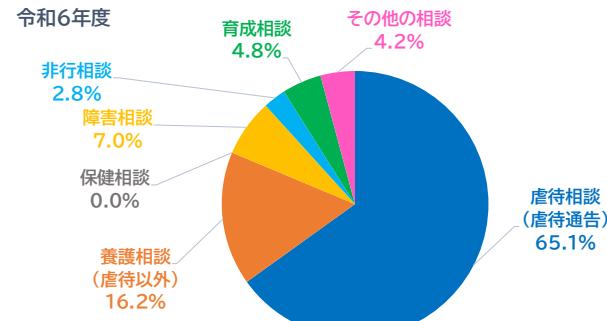
※小数点第2位以下四捨五入



4.相談内容(主訴)

年度	虐待相談 (虐待通告)	養護相談 (虐待以外)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	合計
令和4(2022)年度	898 (63.0%)	214 (15.0%)	3 (0.2%)	115 (8.1%)	32 (2.2%)	127 (8.9%)	37 (2.6%)	1,426
令和5(2023)年度	983 (63.9%)	245 (15.9%)	0 (0.0%)	123 (8.0%)	47 (3.1%)	101 (6.6%)	39 (2.5%)	1,538
令和6(2024)年度	1,011 (65.1%)	252 (16.2%)	0 (0.0%)	108 (7.0%)	43 (2.8%)	74 (4.8%)	65 (4.2%)	1,553

※小数点第2位以下四捨五入

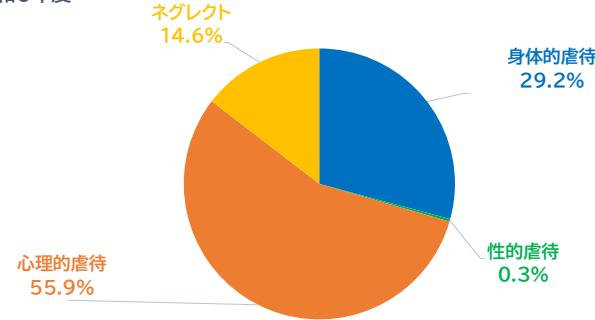


5-1.虐待対応ケース詳細・虐待種別

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
令和4(2022)年度	250 (30.6%)	6 (0.7%)	471 (57.6%)	90 (11.0%)	817
令和5(2023)年度	285 (29.3%)	9 (0.9%)	566 (58.1%)	114 (11.7%)	974
令和6(2024)年度	300 (29.2%)	3 (0.3%)	575 (55.9%)	150 (14.6%)	1028

※小数点第2位以下四捨五入

令和6年度

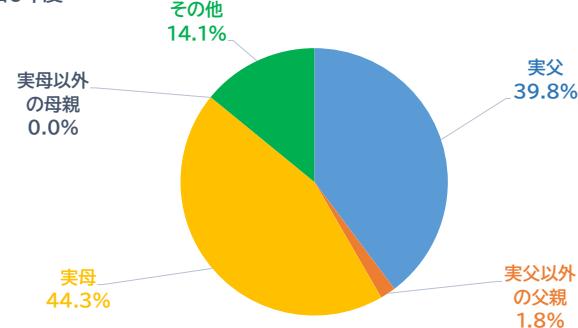


5-2.虐待対応ケース詳細・虐待種別

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
令和4(2022)年度	362 (44.3%)	3 (0.4%)	351 (43.0%)	0 (0.0%)	101 (12.4%)	817
令和5(2023)年度	431 (44.3%)	6 (0.6%)	441 (45.3%)	3 (0.3%)	93 (9.5%)	974
令和6(2024)年度	409 (39.8%)	19 (1.8%)	455 (44.3%)	0 (0.0%)	145 (14.1%)	1028

※小数点第2位以下四捨五入

令和6年度



6-1.年度中一時保護児童数

年度	所内	委託	合計
令和4(2022)年度	73	55	128
令和5(2023)年度	81	41	122
令和6(2024)年度	90	45	135

年度末現在

6-2.年度末保護児童数

年度	所内	委託	合計
令和4(2022)年度	8	5	13
令和5(2023)年度	10	5	15
令和6(2024)年度	11	2	13

年度末現在

7.社会的養護施設等在籍児童数

年度	里親	乳児院	児童養護施設等
令和4(2022)年度	12	6	53
令和5(2023)年度	14	14	52
令和6(2024)年度	17	13	50

年度末現在

8.区内里親登録家庭数

年度	養育家庭	養子縁組
令和4(2022)年度	21	7
令和5(2023)年度	23	6
令和6(2024)年度	23	6

年度末現在



令和7年（2025年）5月28日
 要保護児童対策地域協議会・子ども・若者支援地域協議会代表者会議
 子ども教育部子ども・教育政策課
 子ども教育部育成活動推進課

令和7年度の児童館運営について

令和6年度に実施した児童館モデル事業の実施状況等を踏まえ、「中野区児童館運営・整備推進計画」に基づく令和7年度の児童館の運営について、以下のとおり考え方を取りまとめたので報告する。

1 類型ごとの機能強化

これまで児童館が果たしてきた機能・役割を基礎とした上で、以下のとおり類型ごとの機能を強化した運営を行う。

（1）基幹型児童館

① 機能・役割

地域の身近な子どもの居場所・遊び場・交流の場であるとともに、地域の子育て・子育ちの拠点として、中学校区に1館配置する。各館に利用者支援専門員（会計年度任用職員）を配置し、児童福祉法に基づく地域子育て相談機関として位置づけ、子育てに関する相談や情報提供、関係機関との連携を図るなど、福祉的課題への対応を強化する。また、児童館エリア内の地域住民や組織、学校等と連携を図るとともに、地域子ども施設の巡回・支援を通じて、子どもと子育て家庭の支援を強化する。

② 運営形態

直営による運営とする。

③ 基幹型に移行する児童館（9館）

南中野、宮の台、城山ふれあいの家、野方、上高田、みずの塔ふれあいの家、北原、大和、かみさぎ

④ 移行時期

令和7年4月1日

（2）乳幼児機能強化型児童館

① 機能・役割

子育て家庭への支援機能を強化し、乳幼児親子向けの講座やイベントを充実するとともに、すこやか福祉センターと連携した事業、子育て相談の実施及び関係機関との連携などを実施する。また、乳幼児と小学生以上が交流する場や乳幼児親子が子どもの権利について学ぶ機会を提供する。

② 運営形態

委託事業者による運営とする。

③ 乳幼児機能強化型児童館に移行する児童館（2館）

朝日が丘、新井薬師

④ 移行時期

令和7年4月1日

2 開館日時の拡充

利用者ニーズやモデル事業の実施状況を踏まえ、令和7年度については以下のとおり開館日時を拡充する。(祝日及び年末年始を除く)

(1) 開館日

類型	現行	令和7年度
基幹型（9館）	火曜日から土曜日 (ふれあいの家2館は月曜日から土曜日)	<u>月曜日から土曜日</u>
乳幼児機能強化型（2館）	火曜日から土曜日	<u>日曜日から土曜日</u>

(2) 開館時間

類型	区分	現行	令和7年度
基幹型（9館）	平日	午前10時から午後6時	<月・火・木・土曜日> <u>午前10時から午後6時</u>
	土曜日及び学校休業日	午前9時から午後5時 (ふれあいの家2館は午前10時から午後6時)	<水・金曜日> <u>午前10時から午後7時</u>
乳幼児機能強化型（2館）	平日	午前10時から午後6時	午前10時から <u>午後7時</u>
	土曜日及び学校休業日	午前9時から午後5時	

※原則として、午後6時以降の利用対象は乳幼児親子及び中学生・高校生年代の子どもとする。

※今後、乳幼児機能強化型児童館に移行する6館（みなみ、弥生、文園、大和西、鷺宮、西中野）及び中高生機能強化型児童館に移行する若宮児童館の令和7年度の開館日時は、火曜日から土曜日の午前10時から午後6時とする。(祝日及び年末年始を除く)

(3) その他

基幹型児童館における開館時間については、令和10年度を目途に職員体制も含め、全日（週6日）午後7時までの延長を検討する。

3 乳幼児親子日曜開放事業（ふらっとサンデー）の拡充

現在9箇所の児童館において、日曜日に乳幼児親子の居場所を提供するため、児童館の一部を開放する事業（ふらっとサンデー）を実施している。令和7年度から基幹型児童館に移行する大和児童館において新たに開始する。

令和7年（2025年）5月28日
要保護児童対策地域協議会・子ども・若者支援地域協議会代表者会議
育成活動推進課・子ども・若者相談課

令和7年度利用者支援事業の実施について

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所において、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

中野区では、区役所の子ども総合窓口やすこやか福祉センターにおいて実施しているところですが、令和7年度から、下記のとおり、区立児童館及び子ども・若者支援センターにおいても、利用者支援事業を実施します。

記

1 区立児童館における取組

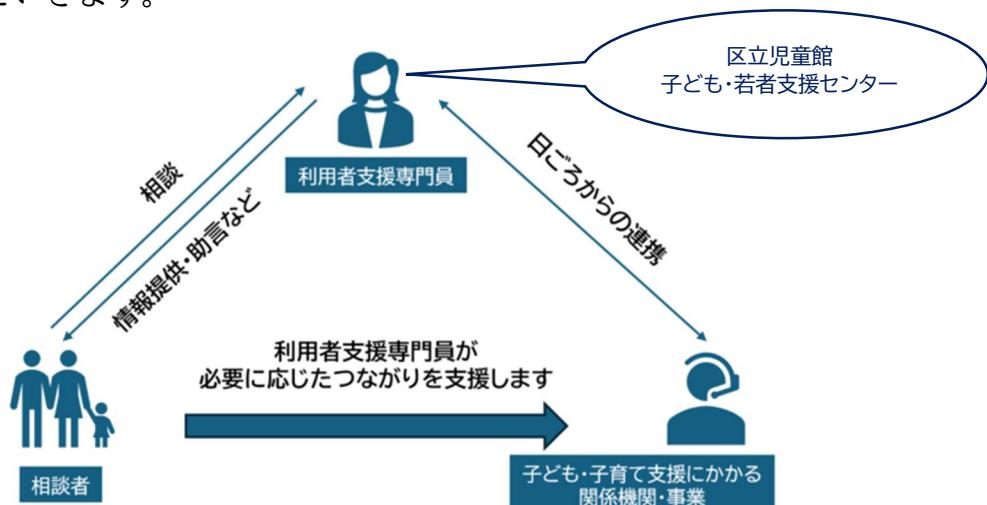
「中野区児童館運営・整備推進計画」（令和6年3月策定）に基づき、中学校区に1館配置する基幹型児童館において、利用者支援専門員を配置し、誰もが気軽に相談できる体制を整え、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うことにより、子どもと子育て家庭の抱える課題の発生予防、早期発見と対応を図るなど、ソーシャルワーク機能を効果的・効率的に実施します。

また、基幹型児童館9館は、全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することができる地域子育て相談機関として位置付けています。

2 子ども・若者支援センターにおける取組

子ども・若者支援センターの総合相談において、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け付けています。「どこに相談したら良いのか分からぬ」時等に相談助言等を行い、必要に応じて関係機関に連絡調整を行い、必要なサービスへつなげていきます。

相談や助言に当たっては、個別的な問題を解決するだけでなく、相談者が抱える課題を解決するために、課題の背景を深堀りし、早期に適切な専門機関等につなげ、継続的な見守りを行っていきます。



中野区社会的養育推進計画

令和7年度（2025年）▶令和11年度（2029年）

令和7年（2025年）3月
中野区

目 次

第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方	1
1 策定趣旨等	1
2 中野区の現状と推計	3
第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組	7
現状と課題	7
方向性	7
具体的な取組	8
1 子どもへの意見聴取等措置	8
2 意見表明等支援事業	8
3 児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済	9
評価指標と目標値	9
第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築	11
1 妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制	11
現状と課題	11
方向性	12
具体的な取組	12
(1) 子ども・家庭相談体制の整備	12
(2) ヤングケアラーに対する支援	14
評価指標と目標値	15
2 子どもの養育を支えるサービス	16
現状と課題	16
方向性	16
具体的な取組	17
(1) 養育支援サービスの整備	17
(2) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進	18
評価指標と目標値	18
第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組	20

現状と課題	20	2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	34
方向性	21	現状と課題	34
具体的な取組	21	方向性	35
1 一時保護の体制整備	21	具体的な取組	35
2 一時保護における子どもの権利をまもる取組	22	(1) 児童自立生活援助事業	35
評価指標と目標値	23	(2) 社会的養護自立支援拠点事業	35
第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援	24	(3) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備	36
現状と課題	24	評価指標と目標値	36
方向性	24	第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組	37
具体的な取組	25	現状と課題	37
1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	25	方向性	37
2 親子関係再構築に向けた取組	26	具体的な取組	38
3 特別養子縁組等の推進のための取組	26	1 人材育成の更なる充実	38
第6章 里親委託の推進に向けた取組	28	2 「中野区児童相談所運営基本方針」に基づく組織運営の推進	39
1 里親委託の子ども数、里親登録数の見込み等	28	3 より良い支援、より良い住民サービスの実現に向けた基盤整備	39
(1) 里親委託が必要な子ども数の見込み	28	4 成果を発信し、好循環を生み出す	40
(2) 確保が必要な里親数の見込み	29	職員配置	40
2 里親養育の包括的な支援体制の構築に向けた取組	31	第9章 社会的養護を担う施設の環境整備	42
現状と課題	31	現状と課題	42
方向性	31	方向性・取組	42
具体的な取組	32		
(1) 包括的な里親等支援体制の整備	32		
第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援	33		
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握	33		
現状と課題	33		
方向性	33		
具体的な取組	33		
(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み及び実情把握	33		

第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨等

(1) 策定趣旨

社会的養育推進計画は、国通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」(令和6年3月12日文部科学省第125号)により、令和6年度末までに、令和7年度から令和11年度を期間とする計画の策定が求められており、児童相談所設置自治体である中野区も策定主体とされています。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)に規定する家庭養育優先の原則(※)を基本とし、子どもの最善の利益を実現していくための取組を計画的に実施することを策定の目的とするものです。

※児童福祉法

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(2) 計画で定める項目

社会的養育推進計画に定める項目については、国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「策定要領」という。)を踏まえたうえで、基礎的自治体である区が児童相談所を設置していることや、里親委託や児童養護施設への措置等の取組は東京都及び他区児童相談所との広域連携により対応していることを考慮して次のとおりとします。

第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方

第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組

第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築

第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組

第5章 子どものパーマネンシ—保障の考え方に基づく支援

第6章 里親委託の推進に向けた取組

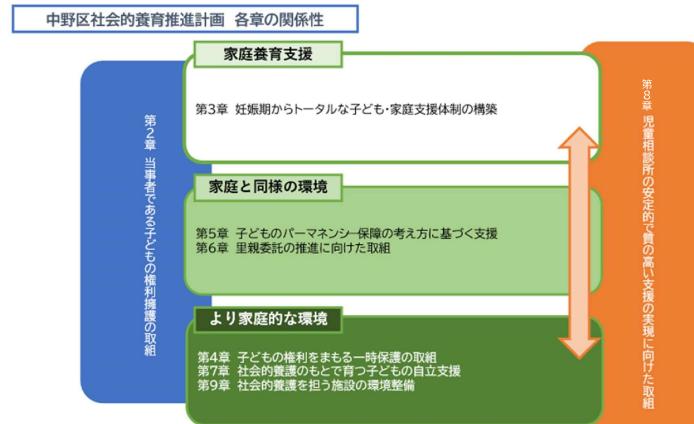
第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援

第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組

第9章 社会的養護を担う施設の環境整備

(3) 策定にあたっての考え方

区の子ども家庭福祉にかかる事業や児童相談所の取組においては、法及び策定要領に示される方向性を踏まえた施策を展開してきています。



策定にあたっては、現行の区の基本計画・実施計画、子ども総合計画、児童相談所の取組内容を踏まえ、社会的養育推進計画の骨格を整理するとともに、関係部署との連携等により必要な検討を進め内容を調整しました。

また、東京都を含め広域で対応している事項については、関係自治体と策定内容について必要な調整を実施しました。

(4) 意見聴取等

策定にあたっては、児童福祉審議会(子どもの権利擁護部会、里親認定部会)、里親委託等推進委員会に意見を求めるとともに、子ども・当事者からの意見聴取を実施しました。

中野区自治条例(平成17年条例第20号)に規定する意見交換会、パブリック・コメント手続きについても実施します。

(5) 運用

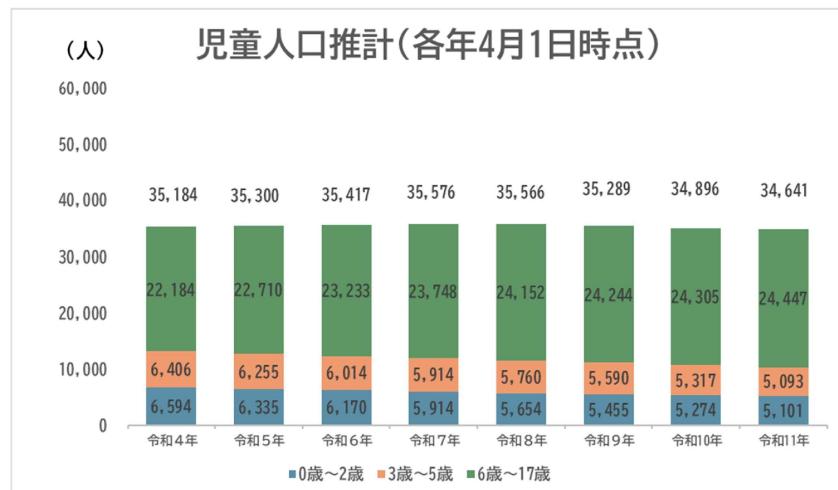
運用にあたっては、各項目の実施状況を毎年度把握、分析し、その内容を児童福祉審議会へ報告します。また、分析によって明らかになった課題への対応については取組の見直し等を検討、実施します。

2 中野区の現状と推計

○ 区は、令和4年度に児童相談所を設置し、児童相談所設置自治体と位置付けられました。本計画においては、令和3年度以前の区の子ども・家庭相談の傾向も踏まえつつ、令和4年度以降の統計数値から社会的養育にかかる基礎的な推計を行っています。

(1) 児童人口

児童人口は、本計画と同時期に策定する中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)における推計を基礎とします。



(2) 相談件数

児童相談所が受け付けた相談件数は増加しています。令和3年度以前の区の子ども・家庭相談の件数も継続して増加傾向にあったことから、当面、この増加傾向が続くことを想定します。児童人口に対する相談件数の伸びの傾向が継続すると推計します。



(3) 代替養育が必要な子どもの数

代替養育が必要な子ども(里親委託、児童養護施設等へ措置する子ども)の数は、新規入所等児童数(新たに代替養育の対象となった子どもの数)と、退所等児童数(家庭復帰や自立等により代替養育の対象外となった子どもの数)を推計し、その足し引きにより求めます。

区が児童相談所を設置した以降は、適時適切な一時保護が行われ、子ども・家庭の状況に応じて代替養育につながっていることから、潜在需要は見込まないものとします。

① 新規入所等児童数

令和4年度と比較して令和5年度の新規入所等児童数は、乳児院におけるきょうだいケースの措置が影響し増加していますが、令和6年度の現状を踏まえ、令和5年度数値を補正したうえで、令和6年度以降の数値を推計しました。

算出方法としては、児童人口に対する新規入所等児童数の割合の平均値を基礎として、各年度の児童人口推計を反映し求めています。

② 退所等児童数

前年度末の代替養育が必要な子どもの数に対しての退所等児童数の割合は、令和4年度、令和5年度ともに高く、平均で30%を超えていました。児童相談所開設直後の数値であり長期的な分析が必要ではありますが、施設入所中の子どもに対してのきめ細かい状況把握や進行管理及び、地域の関係機関やサービス利

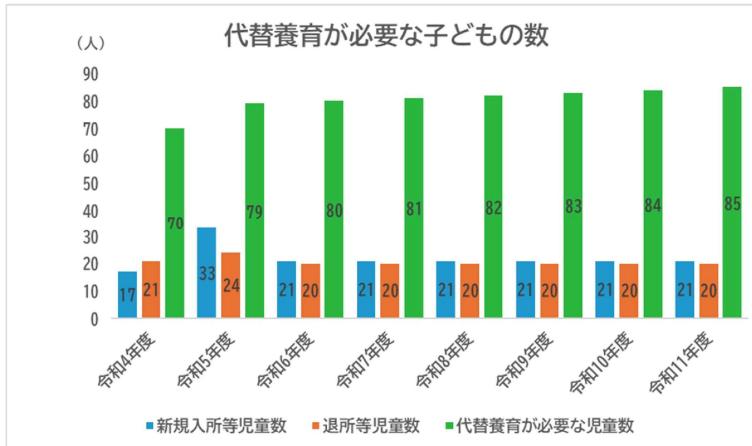
用等とのきめ細かい連携により家庭復帰につながっている影響も想定されます。

算出方法としては、前年度末の代替養育が必要な子どもの数に対しての退所等児童数の割合について、措置数の多い児童養護施設の平均値を基礎として、各年度の数値に反映し求めています。

③ 代替養育が必要な子どもの数

各年度の数値は以下により求めています。

前年度末における代替養育が必要な子どもの数+①—②



※令和5年度までは実績、令和6年度以降は推計

(4) 一時保護の状況

区は、児童相談所開設に合わせて一時保護所を設置しました。定員は12名(女児・男児 各5名、幼児2名)です。令和4年度、令和5年度の保護実績は以下のとおりです。保護件数は、令和3年度以前の東京都における中野地区の子どもの保護実績の概ね倍の数値となっています。また、区の一時保護所の稼働率は令和5年度には80%に到達しました。一時的に定員を超過する場合には、主に特別区間で広域調整し、他区の一時保護所に保護委託を行っています。また、乳児については専門性の高い乳児院への一時保護委託を基本とせざるを得ない現状です。

個室を中心とする環境整備、意見表明等支援事業の受入、第三者評価の受審、在籍校への登校支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援の実現等、子どもの権利をまもる取組を推進しており、こうした状況の維持・向上が求められています。

○一時保護実績

(件)

	令和4年度	令和5年度
所内一時保護児童	73	81
一時保護委託児童	55	41
合計	128	122

第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組

◎現状と課題

- 令和4年の児童福祉法改正(以下「法改正」という。)により、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の子どもの意見聴取等措置の義務化及び子どもの権利擁護にかかる環境整備が、児童相談所設置自治体の業務として位置付けられるとともに、子どもの意見表明を支援する仕組みの導入が努力義務として規定されました。
- 中野区児童相談所は子ども・家庭への対応にサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入しています。「家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることをあらゆる人と手を携えて支える」ことを相談援助の基本的な考え方としています。児童相談所の一時保護、一時保護解除、里親委託及び施設入所措置等においては、子どもの意見や意向を勘案し、子どもの最善の利益を考慮して行うという理念のもと運営しています。法改正を受けて、こうした取組を一層確実なものとする必要があります。
- 区は、一時保護や児童養護施設等へ措置された子どもを対象に意見表明を支援する環境整備を整えるとともに、児童福祉審議会の事務局に子どもの権利擁護調査員を配置し、児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済の仕組みを構築しました。これらの仕組みを子どもにわかりやすく周知することや、迅速に対応できる体制を整備することが求められています。
- なお、区は子どもの権利擁護について区全体の仕組みの整備等を進めており、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4年3月に中野区子どもの権利に関する条例を制定し、同年4月に施行しました。条例には、子どもの権利の保障の基本理念、区、区民、事業者等の役割、場面ごとに特に保障されるべき権利や子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組、子どもの権利の相談及び侵害からの救済の仕組み等を定めています。

◎方向性

- 子どもの権利擁護にかかる取組については、子どもが権利の主体であることや仕組みについての子どもへのわかりやすい説明から始まり、子どものしあわせにつながるように運用します。

○ 児童相談所が行う制度としてのアドボケイト、独立した立場のアドボケイト(意見表明等支援事業)、子どもと一緒に生活する身近な大人が行うアドボケイト、児童福祉審議会の子どもの権利擁護調査員による聞き取りなどの際には、子どもが大人との関わりに戸惑わないようにそれぞれの役割などについて丁寧に説明するとともに、意見聴取後に続く子どもの生活への影響について配慮し、子どもの状況に応じて対応することを基本として共有します。

○ 子どもの権利擁護や社会的養護に関する取組を検討するときは、当事者である子どもの意見を聴きます。

◎具体的な取組

1 子どもへの意見聴取等措置

○ 児童相談所は、国の示す「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、一時保護、在宅指導、施設入所、里親委託等の開始や解除などの援助方針を検討する際には、必ず子どもの意見を聴取します。

○ 子どもの意見を聴取する際には、事前にその内容について、絵と言葉を用いたり、映像視聴や施設見学等を取り入れたりすることにより、子どもにわかりやすく説明します。

○ 援助方針を決定する際は、子どもの意見を確認したうえで、子どもにとって最善の方法を検討します。子どもの意見の確認は、児童相談所職員からの代弁、子ども本人からの動画や手紙等での提出、子どもの会議等の場への出席など、子どもの意向に添った方法で行います。児童相談所は検討した経過や結果について、子どもにわかりやすく説明します。また、子どもの意見聴取の経過等については、確実に記録し、援助方針決定時、正確にその内容を確認できるようにします。

2 意見表明等支援事業

○ 区は、中野区児童相談所が措置等を行った一時保護中又は里親家庭や児童養護施設等で生活するすべての子どもを対象として、第三者の独立アドボケイトが子どもの意見や意向を形成することへの支援や子どもからの意見聴取を訪問等にて実施する事業(意見表明等支援事業)を行います。子どもの意見に対する対応は子どもの意向を尊重し、意見の代弁、意見表明の場への同行、意見の保留

等を取り扱います。

- アドボケイトや子どもの意見等に対応した大人は、伝えた意見の取扱いの経過や結果について子どもにわかりやすく説明します。
- 意見表明等支援員(アドボケイト)は定期的及び子どもの希望に応じて意見表明の有無にかかわらず話を聞く機会を持ちます。カードを使ったワークを実施するなど、体験的に子どもが権利について触れる機会を設けます。
- 事業の実施状況を踏まえ、関係者を対象に事業の傾向分析、良い実践の共有、改善すべき点の提案等を行う定例会を月に1回実施します。
また、児童相談所や里親・児童養護施設等の関係者を対象に、子どもの権利擁護にかかる理解促進・対応力向上を目的とした専門研修を実施します。

③措置児童等の権利擁護の認知度 意見表明等支援事業の認知度	57.1% 35.0%	100%
④社会的養護施策策定の際の意見聴取 への当事者である子どもの委員としての 参加やヒアリング・アンケートの実施	実施	実施

3 児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済

- 子どもが児童相談所の援助決定や、児童養護施設での生活に関する事柄等について意見を申し立てたいときは、児童福祉審議会へ直接相談できる仕組みを運用します。
- 子どもの相談は、児童福祉審議会事務局に設置する子どもの権利擁護調査員が子ども本人や関係者に話を聞いて内容を調査します。子どもからの申立てについては、児童福祉審議会子どもの権利擁護部会が内容を審議し、児童相談所や施設等に対応を求めます。

◎評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和6年度)	令和11年度 目標値
①社会的養護に関わる関係職員及び子どもへの子どもの権利擁護研修等実施回数	8回	8回
②意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合	100%	100%

第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築

1 妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制

◎現状と課題

- 国は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置や、子育て支援施設等において身近に相談することができる相談機関の整備等を市区町村の努力義務とする児童福祉法の改正を令和4年に行いました。
- 特に、予期せぬ妊娠やDV、若年妊娠など、妊娠中から出産後の子育てが難しいことが予想される特定妊娠については、早期からの切れ目ない支援が、虐待発生予防について重要な役割を果たすことを関係機関で共有することが必要です。そして、リスクをしっかり把握し、適切に対応していくことが求められます。
- 区は、令和6年4月に地域に身近な保健・福祉の総合窓口であるすこやか福祉センターを子ども家庭センターとして位置づけました。子ども家庭センターの設置を契機とし、妊娠婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な支援体制をさらに強化していく必要があります。
加えて、児童館等の地域に身近な施設で子ども・家庭からの相談に応じ、子ども家庭センターの役割を補完することが期待されています。
(※以下、「子ども家庭センター」については、単に「すこやか福祉センター」と表記)
- 区は、さまざまな課題を抱える子ども・若者及び家庭からの相談に対応するため、令和3年度に子ども・若者支援センターを新設し、令和4年4月に同センターに児童相談所を設置しました。子ども・若者支援センターは、虐待の早期対応やその後の継続した支援の役割を担うとともに、総合相談、若者支援の機能があります。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関間の連携を推進する役割を担っています。
さらに、子ども・若者支援センターの建物内に教育センター等を設置し、就学相談や教育相談と連携した支援を行っています。
- すこやか福祉センターと児童相談所を含む子ども・若者支援センターとの連携により、虐待等に至る前の予防的支援や社会的養護からの家庭復帰などにおける親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

◎方向性

- 安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、すこやか福祉センターを中心とした、妊娠から子育てにかかる切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ります。
- 様々な機会を捉え、SOS を発信できない世帯や複合的な課題を抱える世帯等に必要な支援や地域資源につなげるための支援を、多機関で連携しながら包括的に提供し、生活課題の解決に向けて取り組みます。
- 特定妊娠へのフォローについては、妊娠期からトータルケアを担うすこやか福祉センターを中心とした支援フローを基本にして、特定妊娠の確実な把握と支援の調整を行います。リスクに応じた児童相談所との情報共有により、虐待のリスクが高く、出産後すぐに子どもの保護等が必要となる可能性のあるケースに対する役割分担を協議し、適時に対応できる体制を整えます。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、育児不安の早期解消に向け、子ども・若者支援センターやすこやか福祉センターが関係機関や地域と連携を図りながら、虐待への地域全体の対応力を強化し、一貫した相談支援体制を構築していきます。
加えて、中学校区ごとに1館配置する基幹型児童館においても、子ども・家庭からの相談に応じ地域における支援の枠組みを強化します。
- ヤングケアラー等、潜在的な要支援者を早期に発見し、本人やその家族を必要な相談支援につなぐため、地域のネットワークなどを通じた取組を進めます。

◎具体的な取組

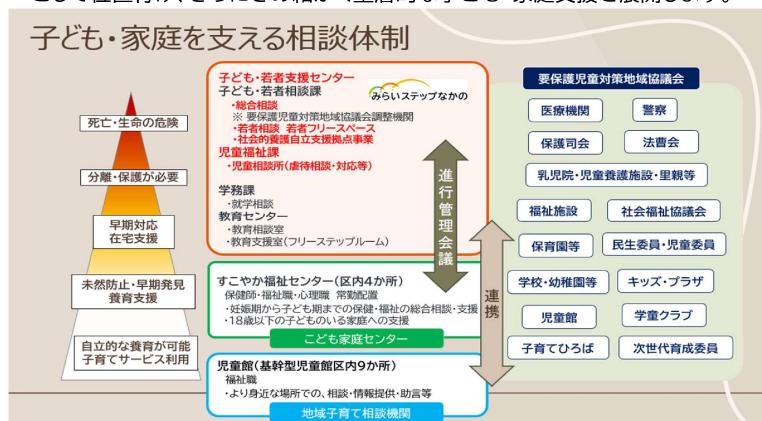
(1) 子ども・家庭相談体制の整備

- すこやか福祉センターでは、妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談支援を通して、支援を必要とする子ども・妊娠婦等に対して必要なサービスを一緒に組み立てる「サポートプラン」を作成します。
支援者である職員と対象者が、お互いの信頼関係を十分に構築しながら、共に作成を進めます。対象者が自身の課題、支援内容を理解し円滑に支援を受けられるように、また関係機関が情報を共有し、効果的に支援が実施できることをねらいとします。

- 子ども・家庭支援の対応力向上に向けた人材育成を行うとともに、すこやか福祉センターにおいて、統括支援員による職員への相談・指導を充実することで、より迅速かつきめ細やかな対応につなげます。
 - 相談支援機関は面接や健診など、事業の機会を活用して児童虐待の未然防止及び早期発見に努め、要保護児童対策地域協議会構成機関等(教育センター、児童館や学校、トータルケア関連の事業所や地域団体など)の地域におけるさまざまな機関と連携・協働することで、切れ目のない適切な支援を実施します。
 - すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターは進行管理会議等(要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども・若者相談課が主催)により定期的及び随時に、特定妊婦・要支援・要保護児童の支援状況を共有し、互いの専門性を生かした支援を連携して実現します。
 - 特に母子の安全確保のためにきめ細かい連携が必要な特定妊婦に関しては、進行管理会議を通して関係機関連携・役割分担を進め、安全な出産と産後の養育環境作りに向けた十分なアセスメントに基づく支援を行います。要保護児童等の対応や、各種サービス(生活保護、入院助産、母子生活支援施設、女性相談、障害児支援等)の利用等に向けて、適切な情報提供や具体的なサポート等、出産後の迅速な支援につなげます。
 - 中学校区ごとに1か所配置されている基幹型児童館9か所については、全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することのできる地域子育て相談機関として位置付け、さらにきめ細かく重層的な子ども・家庭支援を展開します。

(2) ヤングケアラーに対する支援

- 把握することが困難で、問題が潜在化しやすいヤングケアラーへの支援体制を強化するために、啓発活動に取り組みます。
 - 関係機関や団体等の連携を一層推進し、支援が必要なヤングケアラー・若者ケアラーを早期に発見し、切れ目なく適切な支援につなげるため、LINE等のSNSを活用した相談窓口を開設し、様々なケアラーからの相談に応じる体制を構築します。
 - 「ヤングケアラー支援に関する連絡会」を活用し、関係機関・関係団体とともに、支援対象者の実態やニーズ把握、課題共有や支援策の検討、ネットワークの構築等を行い実施します。
 - ヤングケアラーコーディネーターの設置により、ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、介護、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげます。



◎評価指標と目標値

○子ども・家庭相談体制

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
①こども家庭センターの設置数	－	4か所
②職員が受講した要支援ケース(特定妊婦含む)の支援に関する研修の数、受講者数	64回 106人	76回 189人
③こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	－	100%
④要保護児童対策地域協議会の専門研修実施回数、受講者数	3回 103人	4回 200人
⑤要保護児童対策地域協議会への参加関係機関数	341	359
⑥すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターとの進行管理会議等(定期)	4か所×4回 合同 4回	4か所×4回 合同 4回
⑦地域子育て相談機関(児童館)の設置数	－	9か所

○ヤングケアラーに対する支援

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
①ヤングケアラーという言葉を「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した区民の割合	60.6%	70.7%
②アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合	84.9%	91.0%
③家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手、相談機関に「区役所等の公的機関」と回答する区民の割合	14.8%	17.8%

2 子どもの養育を支えるサービス

○現状と課題

- 区では、「中野区子ども総合計画」第4章「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」中間の見直しを策定し、計画に基づいて施設の整備やサービスの提供を行ってきましたが、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、さらなる子育て家庭への支援の充実をしていく必要があります。
- 「子ども・子育て支援アンケート」、「子どもの預かり関連サービスに係るアンケート」等では、預かりサービスを利用した、又は利用したことないが利用する必要があったと捉えられる回答のうち、実際に利用できた者が3割程度でした。こうしたことから、子育て短期支援事業等において、ニーズを踏まえたサービス利用枠の充実や手続き方法の改善等が必要です。
- ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担う必要があることから、日常生活の様々な面で困難に直面しやすい傾向にあります。地域の中で安心して子どもとともに生活をおくるための支援が必要です。

○方向性

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等に対し、必要

かつ十分な質と量の養育を支えるサービスや相談対応により、家庭や養育環境を整え、虐待の未然防止、早期対応を進めます。

- 子育て家庭が必要とするサービスを必要なときに利用することができるよう、子どもの預かりなど、子育てに関するサービスを充実するとともに、その利用につながるよう、様々な方法により情報を提供します。
- 暮らし、仕事や子育てなど、ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、総合的かつ継続的な支援を実施します。

◎具体的な取組

(1) 養育支援サービスの整備

- 適切な養育支援を実施するため、関係機関との連携強化や支援内容の充実を図り、養育支援の必要な家庭への子育て世帯訪問支援事業(養育支援ヘルパー派遣事業)を実施します。
- 保護者が入院や出張、育児疲れ等で一時に子どもの養育ができない場合に、必要なときに希望する場所で子どもを預かることができるよう、子育て短期支援事業(子どもショートステイ、協力家庭(里親家庭等)等)の多様な実施体制を整えます。
- 保護者の強い育児疲れ若しくは育児不安又は不適切な養育状態により子どもへの虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭に対しては、子どもショートステイを活用し、子どもの養育を行うとともに、生活指導、発達及び行動の観察並びに保護者への支援を適切に実施する環境を整えます。
- 要保護・要支援児童及びその保護者が親子間の適切な関係性を築くため、ペアレンツ・トレーニング等を予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とすこやか福祉センターが連携します。
- 経済的課題を抱える特に支援を必要とする妊産婦に対して、所得の状態に応じ、助産施設における分娩費用の自己負担額を軽減する入院助産制度があります。助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう実施体制を整えるとともに、支援者への周知を図ります。

(2) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- 解決困難な課題を抱える母子家庭に対し、専用の施設において養育支援や家庭運営支援、就労支援など、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、将来の自立に向けた支援を総合的かつ継続的に行います。
- 母子家庭が抱える課題が多様化していることから、それぞれの家庭に対して迅速かつきめ細やかな支援を行うため、専門的な知見や経験を有する職員を配置し、支援体制を整えます。
- 母子生活支援施設では、施設支援の強みを生かし、子どもショートステイ事業や母子一体型ショートステイ事業を展開するとともに、母子及び女性を一時的に緊急保護する機能も確保します。

◎評価指標と目標値

○子育て世帯訪問支援事業

評価指標		現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
需要見込み	産前家事育児支援	186人回	243人回
	養育支援ヘルパー派遣	446人回	2,800人回
確保方策	産前家事育児支援	—	243人回
	養育支援ヘルパー派遣	—	2,930人回

○子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

評価指標		現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
需要見込み		596人日	3,075人日
確保方策		1,460人日	3,722人日

○子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数	2家庭	5家庭

○親子関係形成支援事業

評価指標	現状値 (令和6年度)	令和11年度 目標値
ペアレント・トレーニング等のグループ実施数	—	40家庭

第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組

○現状と課題

○ 一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるもので。しかしながら、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多い学習権保障の課題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

○ 平成28年の児童福祉法改正(以下「法改正」という。)により、「子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることの明確化」や「理念を具体化するため、一時保護の見直しの必要性が提示」されたところです。

○ さらに令和4年の法改正により、一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされました。

○ 令和5年度の区の一時保護件数は122件でした。これは、令和3年度以前の東京都における中野地区の子どもの保護実績の概ね倍の数値となっており、適時・適切に一時保護が行われています。

区は、令和4年度の児童相談所開設に合わせて一時保護所を設置しました。定員は12名(女児・男児 各5名、幼児2名)です。令和5年度の区の一時保護所の稼働率は80%に到達しました。一時的に定員を超過する場合には、主に特別区間で広域調整し、他区の一時保護所に保護委託を行っています。

○ 区の一時保護所は開設当初から、個室を中心とする環境整備、意見表明等支援事業の受入、第三者評価の受審、在籍校への登校支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援の実現等の取組を推進しています。一時保護は子どもの最善の利益をまもるため、子どもを一時的にその養育環境から離すのですが、そうした中でも、できるだけ家庭的な環境の中で子どもの権利がまもられ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であり、法改正や基準の制定を踏まえて、これまでの区の取組の維持・向上を図ることが必要です。また、一時

保護を里親家庭や施設等へ委託して実施する場合にも、できる限り同様の対応ができるよう配慮が必要です。

◎方向性

- 子どもから保護の求めがあった時には迅速に子どもの思いを受け止め、状況を把握し必要な対応を行います。
- 区の一時保護所については、開設以来実現している個室を中心とする環境整備、意見表明等支援事業の導入、在籍校への登校支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援等を確実に実施し、こうした子どもの権利擁護に基づく一時保護の維持と質の向上が行える体制を整えます。
- 一時保護を里親家庭や施設等へ委託して実施する場合にも、できる限り同様の対応ができるよう配慮します。
- 国による一時保護施設設備運営基準の制定や一時保護ガイドラインの改定を踏まえ、区において条例を制定し、子どもの権利に配慮した適時・適切な一時保護を行います。

◎具体的な取組

1 一時保護の体制整備

- 区の一時保護所においては、定員(12名)を維持し、個室を中心とした居室配置によるプライバシーの配慮や、設計・設備・備品仕様等の物理的な空間づくりの工夫及び、生活・学び・休息・娛樂等の子どもにとって必要な物品の配備や、小規模で個々の状況を踏まえた運用を進め、できるだけ家庭的な環境を整えます。また、区としての一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例として定めます。
- 乳児については専門性の高い乳児院への一時保護委託を基本とせざるを得ない現状です。しかしながら、とりわけ乳児については、愛着形成において重要な時期であることから、里親家庭への一時保護委託について、登録里親の拡充に合わせて体制を整備します。
- より個別的な支援を要する場合や一時的に区の一時保護所の定員が超過する

場合などには、里親家庭や施設等への一時保護を実施します。こうした場合にも、子どもの権利をまもる取組が行われるよう配慮します。

- 一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修など職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制や環境の整備を行います。また、特別区職員研修所主催の研修へ参加し、特別区間の連携も強化します。さらに、一人ひとりの子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えます。

2 一時保護における子どもの権利をまもる取組

- 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会による子どもの権利救済の仕組みの活用や意見表明等支援事業の受入を行い、第三者の関与により子どもの意見が適切に表明されるよう配慮するとともに意見を尊重します。
- 区の一時保護所は3年ごとに第三者評価を受審し、その結果を踏まえ、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行います。
- 一時保護にあたっては、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等の個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給・貸与できるようにします。また、子どもの入所時の不安を解消するためのインターク動画による説明に加えて、子ども権利教育などにもつながる「生活ガイド」も使用し、一時保護所での生活をイメージしやすくします。
- 一時保護所がより良くなるための方法や考え方を子どもと大人が話し合う場として、「いちはう会議」を実施します。「いちはう会議」で話し合ったことや決めたことは居室フロアの共有スペースに掲示し周知します。定期的に開催することで、前に決まったことを見直しつき、新規入所した子どもの意見を反映させることを可能とします。
- 希望する子どもは在籍校へ登校することができるよう環境を整えることを基本とします。登校にあたっては、子どもの心身の状況や家族の動向、受け入れ先の環境調査等を行い、子どもの通学支援や個別支援を担う生活支援員を配置します。また、登校を行わない子どもの学習保障のため、在籍校との連携をきめ細

かく実施し、一時保護所内の学習支援の充実に努めます。

- 区の一時保護所に配置する心理療法担当職員を中心として、子どもの大人との関わりの状況や必要な関わり方について、子どもとともに確認し、一時保護中の子どもの支援に生かします。

◎評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
① 一時保護所の定員数	12名	12名
② 一時保護所の平均入所率	80%	85%以下
③ 一時保護所職員に対する研修の実施回数	18回	18回以上
④ 意見表明等支援事業受入	週1回以上	週1回以上
⑤ 一時保護所は思いを伝えやすい場所だったと感じる子どもの割合(退所時アンケート)	74%	100%

第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援

◎現状と課題

- 区は、子どもが家庭において心身ともにすこやかに養育されるよう、妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制(第3章参照)のもと支援を進めています。
- 家庭において子どもを養育することが何らかの事情により困難であったり、適当でない場合においても、子どもが家庭と同様の環境又はできる限り良好な家庭的な環境で養育されるとともに、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)を保障する取組が求められています。

- 児童相談所は、令和5年度末現在79名の子どもについて、乳児院、児童養護施設、里親家庭への措置等を行っています。子どもを担当する児童福祉司や児童心理司がきめ細かく施設等へ訪問し、状況を把握するとともに、組織として定期的にそうした状況を確認する進行管理を行っていますが、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)を保障する観点を踏まえた取組の強化が必要です。

◎方向性

- 区は、妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制のもと、子どもの養育を支えるサービス等を展開することにより、家庭養育を推進しており、この取組を今後も継続していきます。(第3章参照)また、一体的な仕組みを生かし、特定妊婦等の把握や必要に応じた特別養子縁組等の取組との連携を図ります。
- 中野区児童相談所は、子ども、家庭への対応にサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入しています。「家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることをあらゆる人と手を携えて支える」ことを相談援助の基本的な考え方としており、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)保障の観点から家庭における養育を尊重するため、今後も継続していきます。
- 家庭での養育が難しい場合には、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)の保障を十分に配慮し、子どもの意向や状況を踏まえ社会的養育を検討します。また、そうした検討を組織的にサポートする体制の構築を進めます。
- 家庭が本来持っている力を発揮できるようにサポートすることを相談援助の基本としながら、親子関係再構築等に向けたプログラム等についても関係機関

との連携のもと進めています。

- 家庭と同様の環境での養育や子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)を保障するために、養育家庭及び特別養子縁組の取組を進めます。

◎具体的な取組

1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

- 中野区児童相談所では、ケースワークにサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを導入しています。まずは、子どもに何が起きたか、その状況が続くと子どもにどんなことがあるかを子ども、家庭主体で整理した上で、家族が目指す方向性について話し合うことを前提としています。子ども自身の希望を確認し、常に子どもの思い、願いを支援の中心において、家族とともに子どもの希望に応えるために何が必要かを考えていきます。児童相談所が一方的、指導的に動くのではなく、子どもの願いや希望を受け止め、家族自身が、子どもの安全をまもるために必要なことについて考え、その方向に家族自身が主体的に動いていくような支援を行います。また、そのためにあらゆる人と連携を図ります。
- 家庭での養育が難しい場合には、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)の保障に十分配慮し、特別養子縁組も含め、できる限り具体的な情報を伝ええたうえで子どもの意向や状況を踏まえ社会的養護を検討します。
- 社会的養護のもとに生活する場合においても、児童相談所の担当者は子どもや保護者に定期的に会い、話を聴き、子どもの意向を踏まえたうえで、施設や里親家庭等と連携し、子どもの生活にかかる事柄を一緒に考え、見通しを共有するようにします。担当者が変わる場合には丁寧に引継ぎを行い、子どもへの負担に配慮します。
- 児童相談所は組織的にそうした見通しなどを定期的(月1回程度)に確認します。また、確認された見通し等に基づいた取組の実現を子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)保障の視点から継続的にマネジメントし、担当の児童福祉司や児童心理司をバックアップしていく組織的な体制を確保します。
- 加えて、子どもの状況に応じた施設の選択や、施設入所中の子ども、家庭、施設との密なコミュニケーション、家庭復帰、自立支援等をサポートするため、施設連携強化専門員を配置します。

- 子どもが自身の出自を知る権利を踏まえ、子どもの生い立ちの整理についても、子どもの将来につながる重要事項ととらえ、子どもの希望を踏まえたうえで、施設や里親家庭等と連携し実施を進めます。

2 親子関係再構築に向けた取組

- 1のケースマネジメント体制を基本としながら、特に、親子関係再構築に向けた取組を強化します。親子関係再構築は、子ども、家庭、親族、地域の関係機関等に対して総合的な調整を行います。また、担当者だけでは、子どもや家庭への関わりから、客観的にケースを捉えられない場面等もあります。そのため、担当者だけでケースワークを行うのではなく、担当者をバックアップする体制を整え、家族交流、家庭復帰の検討等の家族関係支援をチームで行います。
- 取組にあたっては、親子関係の維持や再構築へのステップを整理し、子ども、家庭の目指す方向へ家族間調整を図っていきます。将来的な家庭引き取り、児童相談所の措置中に家庭引き取りとならない子どもにとっても、児童相談所の措置終了時だけをゴールと捉えず、将来的に子どもと家庭の関係がうまくいくように取り組んでいきます。
- 親子関係再構築等に向けた以下に掲げるプログラム等の実施ができるよう、関係機関と連携の上、研修受講等により必要なライセンス取得等専門体制を確保します。
 - *TF-CBT(トラウマ焦点化認知行動療法)、PCIT(親子相互交流療法)、遊戯療法(プレイセラピー)、認知行動療法(物事の捉え方・考え方を振り返って変えていくことで気持ちや行動を変えていくもの)、箱庭療法・アートセラピー等
 - *CARE、ペアレントトレーニング、グループ活動等(これらの中一部は、予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とすこやか福祉センターが連携します。)

3 特別養子縁組等の推進のための取組

- 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制のもと、すこやか福祉センターと児童相談所を含む子ども・若者支援センターは、進行管理会議等により定期的及び随時に、特定妊娠・要支援・要保護児童の支援状況を共有しています。こうした体制を生かし、妊娠中から出生後の支援について調整を行い、産後、家庭での養育で、子どもの安全等が守られない場合は、一時保護を実施します。また、

保護者の意向や状況を考慮し、里親委託や特別養子縁組について、早い段階で検討し、実施します。

- 子どもの最善の利益を考慮し、保護者が特別養子縁組について同意している場合は、積極的に特別養子縁組を進めていけるよう、ケースの進行管理時に、担当児童福祉司だけでなく、里親養育支援児童福祉司、組織全体でケースについて検討を行っていきます。また特別養子縁組については、養親となる者の負担を軽減し、手続きが迅速に進むよう、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等の活用も積極的に検討を行います。
- 区外や民間あっせん機関を含めた、養子縁組の進め方として、区内で対象の子どもの適格な養子縁組里親が見つからない場合は、子どもの利益を尊重し、早い段階での区外の養子縁組里親への委託を進めます。その際は他自治体の児童相談所と連携し、スムーズにマッチングや委託が進むように対応を進めます。また、保護者との話し合いの中で、民間あっせん機関での養子縁組を進めることになった場合は、保護者とのやりとりを行い、必要に応じて、民間あっせん機関と調整を図りながら、養子縁組が適切にスムーズに進むよう支援します。
- 区内里親への特別養子縁組成立後は、各関係機関と連携を行いながら、子どもの生活が安定しているか、里親は過度な負担感なく養育を行っているかを確認していきます。必要に応じて、関係機関を交えた会議等を行い、児童相談所の関わり終了に向けた支援体制の構築を行います。また、児童相談所の関わり終了後も、区内の関係機関が支援を行えるよう養子縁組後の生活が子どもにとつても、里親などにとっても安心できる状況が続くように見守っていける環境を作ります。
- 他自治体での養子縁組成立の場合は、スムーズに管轄の児童相談所に引継ぎができるよう、手続きの進捗に合わせて、その後の支援体制の構築が円滑にいくようにケースを進めていきます。
- 子どもの特別養子縁組を進めていくためには、養子縁組里親の登録数を増やしていく必要があります。里親支援包括支援事業において、幅広い世代に里親制度への興味を持ってもらう機会を設けるなど、里親啓発を推進します。

第6章 里親委託の推進に向けた取組

1 里親委託の子ども数、里親登録数の見込み等

(1) 里親委託が必要な子ども数の見込み

- 現状の里親委託率

	令和4年度				令和5年度			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計
代替養育必要児童	8	8	54	70	17	6	56	79
施設措置児童	6	8	44	58	14	5	46	65
里親委託児童	2	0	10	12	3	1	10	14
里親委託率(%)	25%	0%	18.5%	17.1%	17.6%	16.7%	17.8%	17.7%

里親委託率(代替養育を必要とする子どもの数に対する里親へ委託した子どもの数の割合)は、各年代別の国の目標(乳幼児75%、学齢期以降50%)を下回っています。

里親委託推進のためには、里親登録の拡充、里親養育の包括的な支援体制の構築、里親委託推進の進行管理が総合的に行われることが必要です。

○ 里親委託推進の考え方と目標(里親委託率)

代替養育が必要な子どもについては、子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援(第5章参照)や進行管理を基本とします。その上で、里親委託については、保護者や子どもの意向を確認しながら、以下の考え方で委託検討を進め、目標の達成を目指します。

・3歳未満の子どもに関しては、安定した特定の愛着関係を築くことが特に重要な時期であることから、里親委託を優先して検討します。令和11年度には3歳未満の里親委託率を80%とすることを目標とします。

・3歳以上就学前、学齢期以降の子どもに関しては、子どもや保護者の状況に応じて、措置開始の段階から里親委託を進めるとともに、施設入所後においても、状況把握をきめ細かく継続的に行う中で、里親委託が適当と考えられる場合には措置変更を検討します。令和11年度には、3歳以上就学前の里親委託率を50%、学齢期以降の里親委託率を24%とすることを目標とします。

	令和6年度				令和7年度				(人)
	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	
代替養育必要児童	9	9	62	80	9	9	63	81	
施設措置児童	6	7	50	63	6	7	50	63	
里親委託児童	3	2	12	17	3	2	13	18	
里親委託率(%)	33.3%	22.2%	19.4%	21.3%	33.3%	22.2%	20.6%	22.2%	

里親登録率	38.6%	36.7%
里親稼働率	44.4%	48.3%

里親の新規登録は一定数継続しており、里親登録数は少しずつ増えています。

里親登録率(代替養育を必要とする子どもの数に対する里親登録数の割合)は微減していますが、稼働率(里親に委託した子どもの数に対する里親登録数の割合)は緩やかですが増加しています。里親委託推進のためには里親登録数を増やすとともに、里親稼働率を維持、向上させる必要があります。

○目標(里親数・里親登録率・里親稼働率)

里親の新規登録を着実に継続し、里親登録数を増加させます。また、里親養育の包括的な支援体制の構築、里親委託推進の進行管理等により、子どものアセスメントを踏まえた里親家庭との適切なマッチングを進めていきます。そして、里親家庭の養育状況を確認しながら必要な再アセスメントを実施するなどの継続支援等を総合的に実施する中で、里親委託を推進し、里親稼働率を維持、向上させます。

里親登録数

【養育家庭里親】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録里親数	25	27	29	31	33	35
新規登録数	2	2	2	2	2	2

【養子縁組里親】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録里親数	9	11	13	15	17	19
新規登録数	3	3	3	3	3	3

里親登録率・稼働率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録率	42.5%	46.9%	51.2%	55.4%	59.5%	63.5%
稼働率	50.0%	47.4%	50.0%	50.0%	52.0%	53.7%

(2) 確保が必要な里親数の見込み

○里親登録数・登録率・稼働率の現状

(家庭)

	令和4年度	令和5年度
里親登録数	27	29
新規登録数	5	3

2 里親養育の包括的な支援体制の構築に向けた取組

◎現状と課題

- 国は児童福祉法に規定する家庭養育優先の原則のもと、里親委託の拡充を目的として、里親制度の普及啓発・リクルート、里親委託推進、研修・トレーニング、里親養育支援、委託児童の自立支援等事業について民間事業者等の活用により一貫して対応する体制の構築を推進しています。
- 区は、国が示す事業の一部を社会福祉法人や里親当事者が組織する団体へ委託して実施してきましたが、さらなる里親の開拓、里親の養育力の向上及び里親委託推進を図るため、事業を包括した里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施を進めていく必要があります。
- 基礎的自治体が設置する児童相談所であることから、里親家庭の地域生活を支える区の各部署や学校、保育園等と連携がとりやすい環境があります。児童相談所、里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施機関、施設等の里親支援専門相談員とともにこうした関係機関との連携を密にしながら里親の養育を支える必要があります。

◎方向性

- 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施により、子どもを含めた地域への里親制度の普及・理解の促進、里親登録の拡充、里親の養育スキルの向上、里親子マッチングの質の向上、里親委託の継続・拡充、里子自立支援・アフターフォローの充実等をすすめます。また、これらの取組の実施状況を踏まえて里親支援センターの設置について検討します。
- 児童相談所は、ケースのアセスメント・進行管理、里親子マッチング・特別養子縁組の推進、里子担当児童福祉司のスキルアップ等をサポートする組織体制を整備します。
- 児童相談所、里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施機関、施設等の里親支援専門相談員とともに、里親家庭の地域生活を支える区の関連部署や関係機関等との連携を進めます。
- 里親支援にかかる事柄については、里親当事者や里親家庭で暮らす子どもの

意見、意向を踏まえ検討することを基本とします。

◎具体的な取組

(1) 包括的な里親等支援体制の整備

- 里親養育包括支援(フォスタリング)事業を民間事業者等への委託により実施します。実施に当たっては民間事業者の専門性を生かすとともに、里親当事者との連携を踏まえたよりきめ細かく実践的な研修実施や相談支援を求めます。加えて、子どもを含めた地域への里親制度の普及啓発、研修等の段階から子どもを中心とした家庭養育優先やパーマネンシー保障の視点への理解を求めます。
- 児童相談所は、里親養育支援児童福祉司、里親委託推進員を配置し、それらを中心として子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援(第5章参照)や進行管理を踏まえ、里親委託を推進する組織体制を構築します。
- 里親当事者、施設の里親支援専門相談員、里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施機関、民生委員、児童委員、すこやか福祉センター(こども家庭センター)、児童相談所、学識経験者で構成される里親委託等推進委員会を設置し、里親家庭の地域支援や委託推進等について検討し、実践に生かします。

第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援

1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握

◎現状と課題

- 令和4年の児童福祉法改正(以下「法改正」という。)では、社会的養護経験者等(社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう)に対する自立支援の強化に向け、社会的養護経験者等の実情把握や支援が都道府県等の業務として位置付けられました。
- 国の「社会的養護経験者への支援ガイドライン」等を踏まえて、社会的養護経験者等の実情について把握していく必要があります。
- 実情把握を行うことで、社会的養護経験者等のニーズに対して適切な支援が実施されているかを情報収集し、その上で社会的養護経験者等への適切な制度、支援について確認していく必要があります。

◎方向性

- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実情調査及びヒアリングを、当事者や当事者が入所等していた施設等の協力を得て実施します。
- 社会的養護自立支援拠点事業の実施により、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等を把握し、施策に反映していきます。
- 中野区子ども・若者支援地域協議会等を活用し、関係機関同士の情報収集や現状・課題等について共有します。

◎具体的な取組

- ##### (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み及び実情把握
- 国及び東京都において実施する実情調査等の報告を丁寧に読み取り、施策に反映させていきます。

- 社会的養護自立支援拠点事業の実施により、利用者等の実情把握や個別ケースへの対応等、情報や支援技術の蓄積を行い、支援に生かしていきます。

- 中野区子ども・若者支援地域協議会の構成機関や里親支援機関に対してのヒアリングや個別ケース検討会議等の実施により、社会的養護経験者等の見込みや実情把握を行います。

	現状 (令和6年度)	令和11年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数	120人	120人

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

◎現状と課題

- 法改正により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県等の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- また、里親等へ委託されていた児童等又は児童養護施設等に入所していた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、自立援助ホームのほか、里親等や児童養護施設等により自立支援を受けられるよう、事業の実施について要件の弾力化が行われています。
- 年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で、都道府県等が必要と判断する時点まで支援を受けることができるよう、一律の年齢要件の弾力化についても規定されました。

- 区では、令和6年に事業委託により社会的養護自立支援拠点事業を開始し、社会的養護経験者等へのサポートを進めています。こうした取組により当事者の意向を把握しながら、より実情に即したサポートを展開することが求められています。

◎方向性

- 里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等に対し、共同生活を営む住居等において、相談その他の日常生活上の援助等を行うことにより社会的自立の促進につながるような児童自立生活援助事業を実施できるよう体制を整えます。
- 社会的養護経験者等への支援として、支援計画の作成、生活補助支援、学び・交流等の業務を委託により実施します。前述に加えて、自立支度費や医療費の助成、居住支援や医療連携支援等、社会的養護自立支援拠点事業を実施します。
- 自立に向けた支援は早い段階から子どもの意向を確認し、計画的に実施します。

◎具体的な取組

(1) 児童自立生活援助事業

- 児童相談所は、児童等の状況や意向に応じて、必要な場所で必要な期間、児童自立生活援助事業による支援が受けられるよう関係機関等と調整します。
- 区内の児童養護施設、母子生活支援施設、里親等に対し、児童自立生活援助事業を実施するための手続きや申請等の支援を行うとともに、事業の運営にあたって、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる適切な援助がなされるよう助言・指導します。

(2) 社会的養護自立支援拠点事業

- 社会的養護経験者等への必要な情報提供・相談支援、相互交流の場所の設置等により、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切に繋ぐことができるよう社会的養護自立支援事業を委託により実施します。
- 社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターや生活相談支援員、就労相談支援員を配置し、必要に応じた適切な支援を実施します。
- 措置解除後も就業や就職しながら安定した生活を送ることができるよう、就学や就職、引越し等に自立の支度のために必要な費用を措置解除時に助成し

ます。

- 措置解除後の安定的な住まいを確保するため居住費助成や居住支援法人との連携支援を実施します。
- 措置解除後も精神的に安定した生活を送ることができるよう、医療費助成や医療機関との連携支援を実施します。

(3) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

- 中野区子ども・若者支援地域協議会を活用し、社会的養護経験者に関する研修や個別ケース検討会議等の実施により、社会的養護経験者等に対して関係機関が連携して支援できる体制を整備します。
- 社会的養護経験者等の実情把握や実施事業の振り返り等により、体制の見直し等、事業へ反映をしていきます。

◎評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和6年度)	令和11年度 目標値
①社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1か所	1か所
②社会的養護経験者を支援する関係機関の連携体制の整備	有	有

第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組

◎現状と課題

- 区は、児童相談所の開設に向けて、専門職の採用や人事異動により、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の支援員等の専門人材を確保し、他自治体の児童相談所への職員派遣や人材育成を計画的に行ってきました。令和4年度の児童相談所開設当初から、法定基準に沿った人員配置を実現するとともに、相談件数等に応じた増員も確実に実施しており、今後も必要な人員確保を行っていく必要があります。
- 組織運営をサポートする体制として以下の取組を進めており、法改正や運営状況に応じてこうした取組の維持、向上を図る必要があります。
 - ・医師会・歯科医師会や大学病院等との連携、児童相談所の専門支援機能(法的対応、医療連携、施設・里親との連携、困難ケース対応等)の確保
 - ・特別区職員研修所や周辺自治体との共同研修、大学や研究機関との連携、成果発信などによる人材育成
 - ・法改正への対応や組織的な取組が必要なテーマについて、係や職種を横断したプロジェクトチームの設置・運営
- こうした取組により、児童福祉司一人あたりのケース数は全国平均を下回っていますが、ニーズのない状況から相談対応を進める困難性や、緊急性を要するケースが多く、超過勤務を含む職員への心身の負担は少なくありません。今後も、時代の変化に対応し、児童相談所の運営を長期にわたって安定したものとし、子どもの夢と希望を実現していくためには、専門人材の確保・育成、支援の質の向上に資する取組をより進化させていく必要があります。
- また、こうした専門性を区の関係部署や地域の関係機関等と共有し、地域全体の子ども・家庭支援の対応力の強化を図ることが求められています。

◎方向性

- 児童相談所の人材育成機能の更なる充実により、児童相談所が区の福祉行政を支える人材の供給源となって地域全体の福祉の向上に貢献していきます。
- 児童相談所の各専門職の指導育成を行うスーパーバイザーや児童相談所長を始めとする組織運営を担う管理職を計画的に養成し、児童相談所の運営を将来にわたって安定したものとします。

- 職員1人当たりのケース数や分担の最適化、支援者支援の充実、DXによる業務効率化とケースワークの質の向上により、児童相談所を誰もが安心して働く職場とし、より良い支援より良い住民サービスを実現していきます。

- これらの取組や成果を積極的に発信し、進化させていくことで、中野区や区の児童相談所で働くことの魅力を高め、人材確保・育成、地域福祉の向上の好循環を生み出し、将来にわたって児童相談所の運営を安定させていきます。

◎具体的な取組

1 人材育成の更なる充実

- 区では、児童相談所の開設に先立ち、児童相談業務に関わる職員を対象とした人材育成・研修計画を策定し、これに基づき、特別区職員研修所で実施される法定研修の受講や外部機関による専門研修の受講を進めることで、職員の専門性向上に取り組んでいます。

各職員の保有資格や経験年数、研修の受講履歴については、データベースで管理し、今後の人材育成や適切な任用配置に繋げられるようにしています。

児童福祉分野では、法改正や制度変更が頻繁に行われ、国内外で最新の知見や優れた実践の報告もされていますので、それらを踏まえて毎年計画を改訂し、特別区職員研修所を含めて特別区間の連携やスケールメリットも生かしつつ、人材育成の更なる充実を図っていきます。

- 上記計画に沿って、職員が新たな学びを得て、それらを実践に生かしてより良い支援の実現を組織として後押ししていきます。若手や転職者・異動者についても、それぞれの強みや経験を生かして即戦力として活躍できる機会を積極的に作り、良い実践(グッドプラクティス)の共有を各種会議、組織運営上の取組の中で実施し、チャレンジが成功するようサポートしていきます。

- これらについて、区の関係部署はもちろんのこと、地域の関係機関にも積極的に還元することで、中野区(児童相談所)の文化として定着・発展させていきます。そして、今後の専門職のジョブローテーションなどにより、児童相談所が区の福祉行政を支える人材の供給源や専門性向上の拠点となって、地域全体の福祉の向上に貢献していきます。

2 「中野区児童相談所運営基本方針」に基づく組織運営の推進

- 区では、児童相談所の開設にあたって、「中野区児童相談所運営基本方針」を定め、これに基づく組織づくりと組織運営を行っており、今後も継続します。
- また、法改正への対応や組織的な取組が必要なテーマについて、係や職種を横断したプロジェクトチームを作り、若手や転職者、異動者を含めたメンバーの強みや現場感覚を区の児童福祉行政や組織運営に活かす取組を進めます。
- さらに、将来にわたって安定的な組織運営が可能となるよう、各職種の指導育成に当たるスーパーバイザーや将来の児童相談所長候補となる管理職の養成を計画的に進めていきます。

3 より良い支援、より良い住民サービスの実現に向けた基盤整備

- 区では、児童相談所を誰もが安心して働ける魅力的な職場としたいと考えています。そのためには、職員1人当たりの担当ケース数や分担の最適化を図り、子どもと家族に丁寧に関わることのできる時間を十分に確保することが重要と考えています。法定基準に沿った人員配置を行うのはもちろんのこと、現場職員を支える専門職の重点配置や伴走型の支援者支援の仕組みを充実させることにより、職員の負担を軽減しつつ、より良い支援の実現、ケースワークの質の向上を目指します。
- 児童相談所の全職員を対象とした予防的なカウンセリングを定期的に実施するとともに、組織としてもトラウマインフォームドケアを導入し、子どもや家族はもちろんのこと、職員にもサポートタイプな組織としていきます。
- 最新の知見や高い技術を持つ民間事業者の協力を得て、児童相談所の業務全体のDXやAI活用を進めます。セキュリティに優れたモバイルシステムの一人一台の導入、既存システムとの統合により、児童相談所職員の負担軽減を図るとともに、業務の合理化や質の向上により、子どもや家族に対する支援の充実を進めています。
- また、児童相談所がより身近な存在として、地域の子どもや大人が相談しやすくなるよう、周知等の工夫を進めています。

4 成果を発信し、好循環を生み出す

- 区では、児童相談所開設前から、日本こども虐待防止学会など、全国規模の学会での発表を行っています。今後も、区の取組や成果を発信し、フィードバックを得てより進化させていくことが重要と考えています。
- これらを通じて、区や区の児童相談所で働くことの魅力を発信することで、児童福祉分野で働くことを希望する方々から、選ばれる自治体、選ばれる職場となって、人材の確保・育成、地域全体の福祉の向上の好循環を生み出し、将来にわたって児童相談所の運営や児童福祉行政を安定したものとしていきます。

◎職員配置

令和4年度(4月1日現在)

児童相談所	配置数
所長	1
副所長（一時保護所長兼務）	1
事務	7
児童福祉司	25
児童心理司	13
保健師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (施設連携強化専門員、法的対応専門員等)	23
合計	71

一時保護所	配置数
児童指導員	21
看護師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (心理療法担当職員、夜間指導員等)	29
合計	51

令和5年度(4月1日現在)

児童相談所	配置数
所長	1
副所長（一時保護所長兼務）	1
事務	8
児童福祉司	30
児童心理司	15
保健師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (施設連携強化専門員、法的対応専門員等)	24
合計	80

一時保護所	配置数
児童指導員	21
看護師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (心理療法担当職員、夜間指導員等)	33
合計	55

○上記は令和4年度及び5年度の中野区児童相談所の職員配置です。

前述のとおり、国の配置基準に沿った職員配置を実現しています。今後も法令に基づく適正な職員配置及び本計画に基づく質の高い支援を実現できる体制を継続していきます。

第9章 社会的養護を担う施設の環境整備

◎現状と課題

- 児童相談所が児童養護施設等に措置した子どもは79人(令和5年度末時点)でした。こうした施設は、東京都及び児童相談所を設置する特別区が広域で利用しており、区が措置した子どもが入所する施設は都内各自治体に広範囲にわたりっています。
- 都内の児童養護施設における小規模化・地域分散化の促進、家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育の推進は一定進んでおり、運営にかかる経費等の一部は、該当施設に子どもを措置する自治体が負担し、広域でその体制を支えています。

- 区内にある施設は、児童養護施設、乳児院各1か所です。区は、これらの施設の所管自治体として、個別に必要な設備の整備等について相談に応じ、計画的に対応していく必要があります。

◎方向性・取組

- 児童相談所が措置する子どもが入所する施設の環境整備については、東京都及び児童相談所を設置する特別区の広域連携により、協働した対応を進めます。
- 区内にある施設については、定期的に運営状況を把握するとともに、施設特性や法改正の動きも踏まえた動向を確認し、所管自治体として、個別に必要な設備の整備等について相談に応じ、計画的な支援等を実施します。

中野区子ども・若者支援地域協議会のしくみ

1 経緯

近年、子ども・若者（※）が抱える課題は複雑化しており、単一の機関では適切に支援することが困難な状況になっています。また、修学、就業をしていないなど所属がないことで、支援の切れ目に落ちてしまったり、子ども・若者への支援が途中で途切れている場合に、その困難な状況は、青年期に表面化することが多いことが分かってきました。

一方で、これまで個人情報の取扱いに関して守秘義務がなく、複数の関係機関が情報共有を行うためには本人等からの同意が必要であり、速やかに情報共有や支援を行うことが困難な状況がありました。

そこで中野区では、関係機関が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、「子ども・若者育成支援推進法」第19条に基づく子ども・若者支援地域協議会（以下、「子若協」という。）を令和5年9月に設置しました。

調整機関（事務局機能）として、中野区子ども・若者支援センターが指定されています。

※子ども・若者：0歳～39歳（子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月策定）による定義）

（根拠法令）

子ども・若者育成支援推進法

（第19条第1項）

地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとする。

2 構成と協議事項

子若協は、代表者会議、サポート会議及び個別ケース検討会議の3層構造になっています。

構成	内容	主な協議事項	頻度
代表者会議	構成機関の各分野の代表者による会議	・基本的な運営方針の決定 ・子ども・若者の問題状況の情報共有	年1回
実務者会議	構成機関の実務担当者による会議	・子ども・若者等の実態の把握 ・援助方針の見直し等のケース進行管理 ・支援を行っているケースに関する情報交換 ・代表者会議への報告 ・個別ケース検討会議での課題検討	隨時
		実務者研修 (子ども・若者支援ネットワーク研修)	年4回 ※要対協研修含む
個別ケース検討会議	支援が必要な個別ケースに関する実務担当者による会議	個別ケースに対する検討	隨時

3 情報共有

子若協では、適切な支援を行うために情報交換や協議を行う必要があるときは、関係機関等に対し、資料や情報提供を求めることができることになっています。

(根拠法令)

子ども・若者育成支援推進法

(第20条)

協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

4 守秘義務

子若協の構成員には、子ども・若者育成支援推進法において守秘義務が課せられ、罰則も規定されています。協議会構成員全体に守秘義務を課すことにより、情報共有を可能にする仕組みであることをご理解下さい。

なお、構成員は区ホームページ等で公表いたします。

(根拠法令)

子ども・若者育成支援推進法

(第24条)

協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(第34条)

第24条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

令和6年度 中野区子ども・若者支援地域協議会活動実績

会議名	開催回数	内容	開催日	出席者数(人)	議題等
代表者会議	1回	関係機関代表者	令和6年6月5日	34	1 中野区要保護児童対策地域協議会について 2 中野区児童相談所の状況について 3 中野区における「こども家庭センター」について 4 中野区子ども・若者支援地域協議会について 5 中野区の若者支援の状況について 6 社会的養育推進計画について 7 社会的養護自立支援拠点事業について
実務者会議	11回	中野区医師会	令和6年9月25日	20	社会的養護自立支援拠点事業について
		民生・児童委員	令和6年10月17日	28	社会的養護自立支援拠点事業について 子ども・若者支援ネットワーク研修のご案内
		保護司会	令和6年10月24日	20	社会的養護自立支援拠点事業について 子ども・若者支援ネットワーク研修のご案内
		児童館長会	令和6年12月12日	20	社会的養護自立支援拠点事業について
		教育センター	令和6年12月19日	9	社会的養護自立支援拠点事業について
		子ども・若者支援ネットワーク研修(第1回)	令和6年11月18日	29	講演「要保護児童対策地域協議会について ～子どもを見守るネットワーク作り～」 講師:明星大学 常勤教授 川松 亮 氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修(第2回)	令和6年12月18日	59	講演「児童虐待が子どもに及ぼす影響と対応 ～子どもと関わる大人がそれぞれの立場でできること～」 講師:明治大学文学部心理社会学科 教授 加藤 尚子氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修(第3回)	令和7年1月22日	54	講演「親を頼れないすべての子どもが笑顔で暮らせる社会へ ～児童養護施設の退所者等の自立支援について～」 講師:NPO法人ブリッジフォースマイル理事長 林 恵子氏
		子ども・若者支援ネットワーク研修(第4回)	令和7年2月4日	41	講演「子どもとその家庭支援における保護者対応 ～支援者が知っておきたい法律的観点～」 講師:弁護士 福田 笑美 氏
		進行管理会議	年間2回		子ども・若者相談課とスクールソーシャルワーカーの進行管理会議 子ども・若者相談課と教育相談室の進行管理会議
ケース検討会議	延べ4回	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで			個別ケースに対する検討

令和7年（2025年）5月28日
子ども教育部子ども・教育政策課

子ども・若者育成活動支援事業（ティーンズ会議及び若者会議）について

若者が地域や社会で活躍できる環境づくりを目指して、小中高生を対象としたティーンズ会議、18歳から39歳までを対象とした若者会議を実施しています。

1 ティーンズ会議

中野区に在住・在学・在勤の小学校4年生～6年生・中学生・高校生年代が、学校や学年の枠を超えて、意見交換やフィールドワーク等を通して考えを深め、意見表明につなげていく事業です。

※令和6年度までハイティーン会議として中学生・高校生年代を対象として実施していましたが、令和7年度においては、中野区子どもの権利に関する条例に定められている「子ども会議」の拡充として、小学4～6年生まで対象年齢を拡大し、「ティーンズ会議」として実施します。

（1）令和6年度の活動内容

●中高生の居場所チャレンジ

地域における中高生の居場所には、どのような機能やイベントが求められるのか、中高生自身が複数のイベントを企画・実施し、仮説検証しました。

●交流チャレンジ

地域における多世代・多国籍の交流を生むために中高生世代ができるることは何か、街頭インタビューやイベント実施を通して学びを深めました。

●校則チャレンジ

学校生活における校則の在り方は、生徒と大人のそれぞれが対話を重ね、納得解を作り出す必要があります。令和5年度の校則チャレンジを踏まえ、「大人も交えた対話の場をつくる」ことに挑戦しました。

●生徒会チャレンジ

生徒会活動は学校ごとに異なりますが、同じ視点を持つ生徒会メンバーが集まり状況と課題意識を共有しながら、理想の学校を作るためのチャレンジに取り組みました。

●政治参画チャレンジ

若者の投票率の低さを課題と設定し、政治に関心がない人でも気軽に参加できる対話の場づくりを目指しました。

（2）活動実績

計7回 7月から11月 月1回程度（最終回は報告会）

フィールドワーク、意見交換、地域でアクション、報告会で意見表明など

2 若者会議

「若者会議」は、大学生や社会人など、若者ならではの視点を区政や地域に生かすとともに、若者と地域のつながりを構築していくためのプロジェクトです。

(1) 令和6年度の活動内容（テーマ）

●情報発信×若者

「中野大好きナカノさん」などを事例に、若者に中野区の情報を届けるに必要な工夫について、新たな魅力発信を実践しながら区への提言をまとめました。

●環境×生活

情報発信やイベントへの参加を通じて環境のためのプロジェクトに取り組み、特に区民のエコへの意識変容の可能性を深堀することで、区への提言をまとめました。

●多文化共生×コミュニティ

中野区には、たくさんの国の方が暮らしていることを踏まえ、グローバルな時代における、中野区らしいコミュニティのありかたを探り、区への提言をまとめました。

●居場所×中高生

ハイティーン会議と連携しながら、中野区の中高生が自分らしく自由に過ごせる居場所づくりのポイントについて、区への提言をまとめました。

(2) 活動実績

計7回 7月から12月 月1回程度（最終回は報告会）

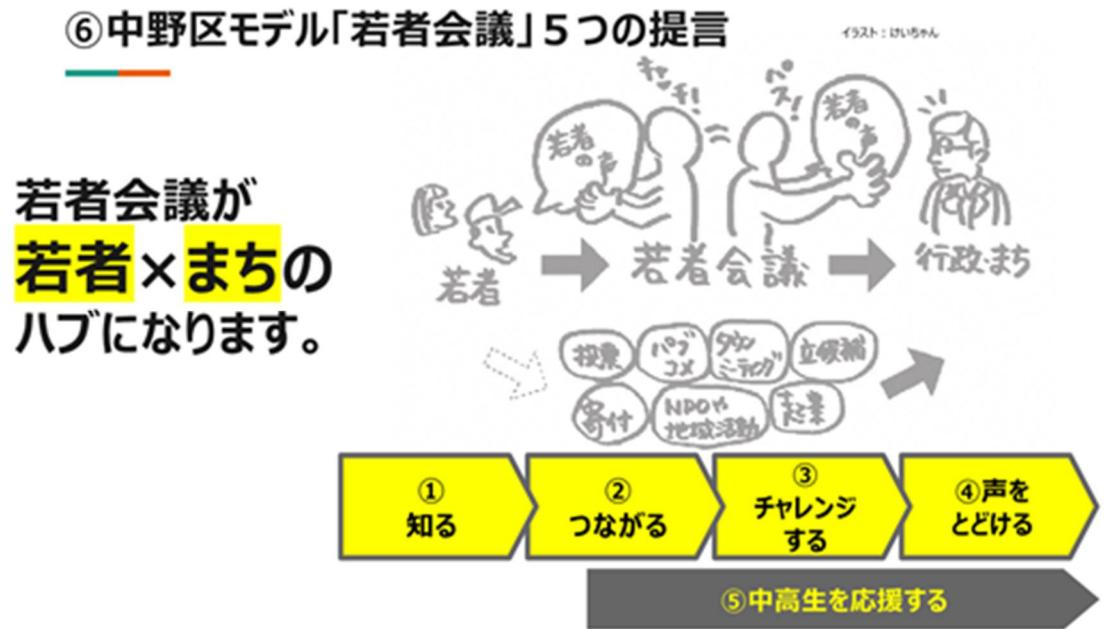
フィールドワーク、意見交換、地域でアクション、ハイティーン会議のサポート
報告会で区への提言など

3 中高生の居場所事業（Teen's Café）

ハイティーン会議及び若者会議の意見表明・政策提言を踏まえ、令和6年度の試行実施を経て、令和7年度より本格実施します。中高生がなんでも自由に過ごせる居場所事業として、ゲームや勉強、友達やスタッフとのおしゃべり等、中高生自身がやりたいことができる居場所を提供します。（年間5回予定）

3 参考資料

(1) 若者会議のあり方(「令和4年度中野若者会議「若者会議のあり方」提言書」より)



⑥中野区モデル「若者会議」5つの提言



- ①. まちを知る「入り口」です。
- ②. まちとつながる「サードプレイス」です。
- ③. まちで「チャレンジ」できる機会です。
- ④. まちに「若者の声」を届ける場です。
- ⑤. まちの中高生の応援者です。

(2) 情報発信内容

中野区若者情報発信アカウント (Nakan... @wakamo... · 2024年11月3日 · 10/20(日)に、中野ハイティーンフェスを開催しました。中高生が「校則」「交流」「生徒会」「選挙」「居場所」とチームごとにイベントを実施し、活発な意見交換や交流がありました。ご来場いただきありがとうございました！



⌚ 2 ⚡ 6 ⚡ 679 ⚡ 1,367

中野区若者情報発信アカウント (Nakan... @wakamo... · 2024年12月20日 · 12/15(日)に中野区役所の1階ナカノバにて、若者会議報告会を実施しました。「中高生の居場所」「情報発信」「多文化共生」「環境」の4チームが区政へ提言し、区長や所管課担当者からコメントをいただきました。



⌚ 3 ⚡ 7 ⚡ 1,367 ⚡ 1,367

中野区若者情報発信アカウント (Nakan... @wakamo... · 2024年10月22日 · 情報発信チームは、10/26(土)、27(日)開催予定の「なかの東北縛まつり」をさらに盛り上げるために、「なかの東北縛まつり応援隊」Xアカウントを開設しました。

イベントの情報や美味しいグレメを発信中！
▼ぜひフォローをお願いします！

なかの東北縛まつり応援隊 @nakano_kizuna · 2024年10月20日
「2024 なかの東北縛まつり」まであと6日！

#なかの東北縛まつり
#2024なかの東北縛まつり



⌚ 2 ⚡ 4 ⚡ 918 ⚡ 801

中野区若者情報発信アカウント (Nakan... @wakamo... · 2024年9月10日 · 集まったメンバーで、音楽をテーマに交流するプログラムです。トークあり、演奏あり！ぜひご参加を(要利用登録)。

▼日時 9/24(火) 16時～18時
▼利用登録等、お問い合わせはこちら
nakano-wakamono.space/contact/

まごころドーナツ
プログラム

音楽好き 集まれ！

音楽の時間

9月 24 日 (火) 16時～18時

予約 不要 参加 無料

まごころドーナツ
中野区中央1-41-2
みらいステップなかの 4F

内容
トークあり、演奏あり。集まったメンバーで、音楽をテーマに交流するプログラムです。

持ち物
演奏したい方は楽器をご持参ください。まごころドーナツにはアコースティックギターがあります。
※楽器や歌の音量によっては演奏できない場合も

まごころドーナツとは？～
中野区にある他のフリースペースです。いろいろな会話ができる場所で、さまざまなプログラムも実施しています。ぜひ立ち寄ってみてください。

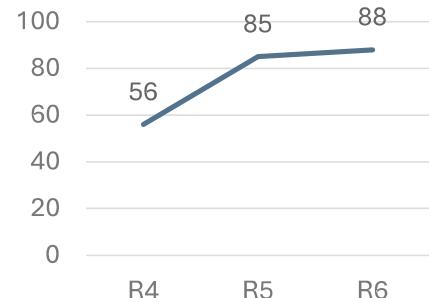
詳しく知りになりたい方は、お電話でお問い合わせください。
もしくはHPをご覗ください。
03-5937-3664
<http://nakano-wakamono.space/contact/>



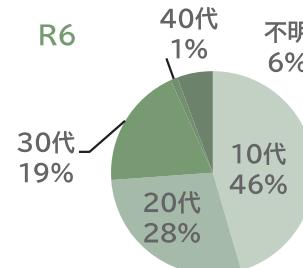
⌚ 3 ⚡ 5 ⚡ 801 ⚡ 801

若者相談実績

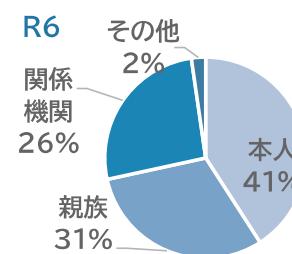
①新規相談件数	
令和4年度	56
令和5年度	85
令和6年度	88



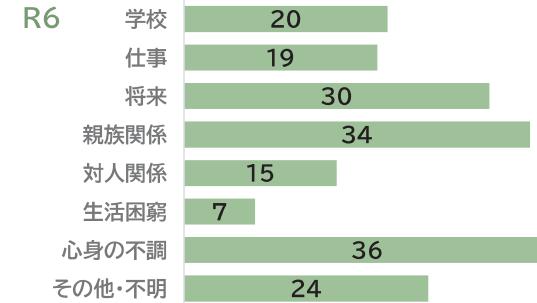
②相談者年齢					
年度	10代	20代	30代	40代～	不明
令和4年度	18	26	7	1	4
令和5年度	40	27	13	1	4
令和6年度	40	25	17	1	5



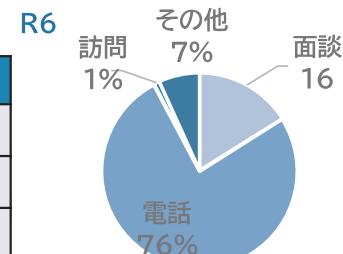
③相談経路				
年度	本人	親族	関係機関	その他
令和4年度	30	18	7	1
令和5年度	26	20	38	1
令和6年度	36	27	23	2



④相談内容									
年度	学校	仕事	将来	親族関係	対人関係	生活困窮	心身の不調	その他・不明	合計
令和4年度	8	14	20	20	16	5	13	17	113
令和5年度	14	17	46	39	17	6	20	26	185
令和6年度	20	19	30	34	15	7	36	24	185



⑤延べ相談件数(相談方法別)					
年度	面談	電話	訪問	その他	合計
令和4年度	198	442	13	94	747
令和5年度	197	1343	28	126	1694
令和6年度	298	1413	17	126	1854



中野区若者フリースペース まごころドーナツ



中野区委託事業 運営法人／特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク

～私たちの若者理解～

生きづらさを抱え孤立している若者たち

- 評価的まなざしに縛られている
- 他者との応答関係が築けない
- 自己肯定感が持てない
- 進路の方向性が見えない



彼らには、社会につながるためのハシゴ(ベースキャンプ)となる場所が必要と考えます。

私たちはそれを「居場所」と呼んでいます。

居場所をベースキャンプにして社会参加へ



☆支援者や仲間と出会う安心安全な空間(避難所)

ありのままの自分が受容され承認され、不安を超えて安心してホッとできる時空間

☆人ととの関係性がひらける空間(相互承認)

語り(合い)を通して、仲間や社会と出会い、自分に対する自尊感情(自信や誇り)を獲得していく時空間



☆自分探しの学びが生まれる空間(社会参加)

豊かな体験や学びを通して社会参加しながら、未来につながるやりたいこと(希望)が見えてくる時空間

中野区 若者フリースペース

まごころドーナツ

ご利用のイメージ



まずはお電話を。HPのお問い合わせ
フォームもご利用いただけます。

どんなところかな？ どんな人がいるのかな？ 登録を検討するためのお試し利用もできます。

フリータイム

プログラム
テーマトーク／テーブルゲーム／スポーツ／表現／調理／学びあい／はたらく大人と出会う会／ボランティアなど、さまざまなプログラムに参加できます。

利用面談
フリースペース利用のふりかえりや今後の使い方などについて、スタッフと定期面談にて話します。皆さんのニーズに合わせて他機関の紹介なども行っています。

まごころドーナツは、いつでも戻って
来られる居場所です。

利用
無料

中野区在住・在学・在勤の義務教育終了後～39歳までの方

お問い合わせ

Tel 03-5937-3664

受付時間:火曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く)

11:30~19:00

毎月2回、不定期で閉所日があります

ホームページ
<https://nakano-wakamono.space>



アクセス

中野区若者フリースペース まごころドーナツ

〒164-0011 東京都中野区中央1-41-2

中野区子ども・若者支援センター(みらいステップなかの)

4F多目的室



東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄大江戸線
「中野坂上」駅A1出口から 徒歩2分

運営法人 特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク

181-0013 東京都三鷹市下連雀1-14-3

tel:0422-47-8706 Fax:0422-47-8709

特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク

令和5年3月発行

「同世代や違う世代の人と出会いたい」
 「家や学校・職場のこと、
 これからのことなどを誰かと話したい」
 「いろんな経験をして、自分の世界を広げたい」
 「お金をかけないで過ごせる場所がほしい」
 「まずは通える場所が欲しい」
 そんな気持ちを持った若者たちのための居場所が、
 中野区若者フリースペース「まごころドーナツ」です。
 さまざまな思いを持った人々が主体となって活動し、
 内外に人のつながりが広がっていく願いを込めて、
 まごころドーナツという愛称が生まれました。

マイスペース
 勉強や読書、パソコン作業などを一人でじっくり行うことができるスペースです。

リビングスペース
 さまざまなコミュニケーションが生まれるスペースです。プログラムの実施場所にもなります。

イメージマップ

安全安心の場

一人ひとりの意思が尊重され、自分で使い方を決められる居場所です。

仲間と出会い共に学ぶ

語り合える仲間と出会い、仲間たちと取り組む様々な活動の中でたくさんの気づきや学びが生まれます。

社会への参加

リアルな社会の中でこそ得られる経験を通して「地域が若者たちの居場所になる」ことを目指しています。

【まごころドーナツの主な使い方】

○フリータイム利用

利用する時間帯や過ごし方は自由に決められます。

○プログラム

利用者同士による交流や学びあい、地域活動参加など。

○利用面談

フリースペースの使い方について、定期的にスタッフと話し合います。(進路・就労などに関する相談や心理相談は行いません)
必要に応じて相談機関への紹介や情報提供も行います。

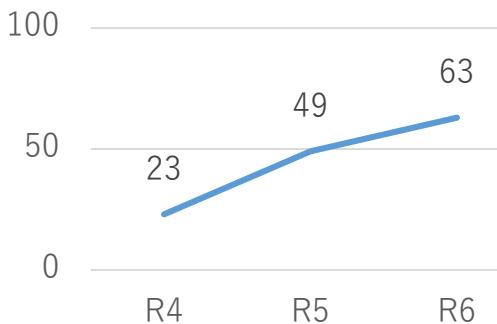
中野区 若者フリースペース

まごころドーナツ

若者フリースペース事業実績

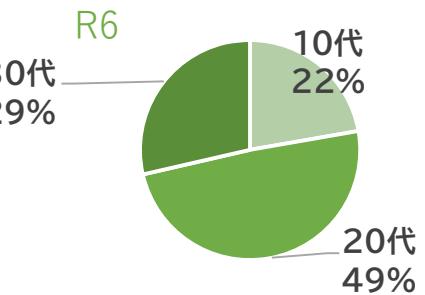
①新規登録者数

令和4年度	23
令和5年度	49
令和6年度	63



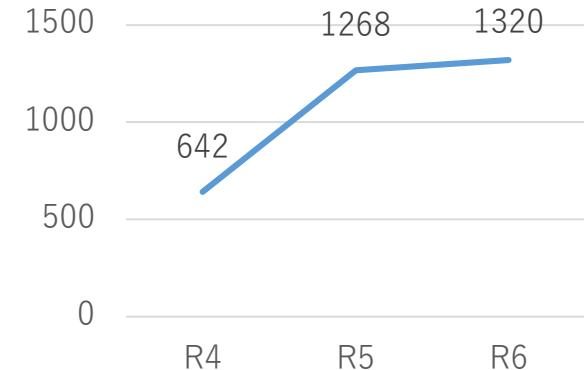
②新規登録者年齢

年度	10代	20代	30代
令和4年度	6	12	5
令和5年度	10	24	15
令和6年度	14	31	18



④延べ利用者数

令和4年度	642
令和5年度	1,268
令和6年度	1,320

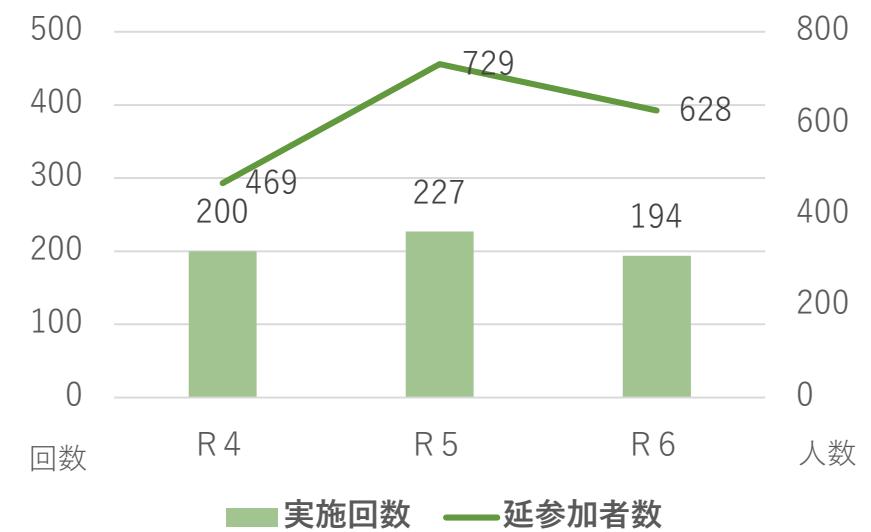
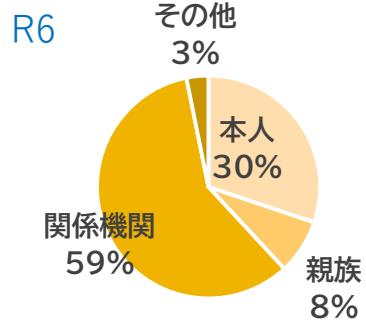


⑤延べプログラム参加者数等

年度	合計	実施回数
令和4年度	469	200
令和5年度	729	227
令和6年度	628	194

③紹介経路

年度	本人	親族	関係機関	その他
令和4年度	10	0	12	1
令和5年度	15	3	29	5
令和6年度	19	5	37	2



【活動の様子】



フリータイム



町歩き

【活動の様子】



活動内容を考えるミーティング



はたらく人と出会う会

【活動の様子】



地域活動への参加

中野区 若者フリースペース

まごころドーナツ

まごころドーナツの特徴①

ユニバーサルな若者居場所

就労や福祉などに利用目的を限定せず、中野区の多くの若者たちに開かれているフリースペース。

そのため、**実際に多様な若者たちが利用しているのが特徴的。**

- フルタイムで働いている社会人
- 高校や大学、専門学校に通っている学生
- 所属のない、社会的に孤立している若者
- 障害者福祉や生活福祉のサービスを利用している若者
など

まごころドーナツの特徴②

社会と地続きのフリースペース

フリースペース内の活動に加え、地域を活動場所とする社会参加プログラムが多数ある。また、地域人をゲストに迎える「はたらく大人と出会う会」をはじめ、利用者以外の多様な人々が日々来訪し、スタッフや若者たちと交流する。

このように**<地域社会とつながっている居場所>**であることが最大の特徴。(空間の使い分けや可能な範囲内の個別サポートで、ケア的要素が必要な若者への配慮も行っている。)

その結果、まごころドーナツ利用者の若者たちが自らの意思で地域の様々な場所(子ども食堂をはじめとするボランティアや、学びあいの地域活動など)につながる動きが生まれ、つながりのある企業や団体に就労したケースも複数生まれている。

これは若者たちだけの話ではなく、**<地域が若者を「地域の仲間」として温かく受け入れる土壌がある>**ことを意味している。

中野区 若者フリースペース

まごころドーナツ

～若者たちの歩み～



- ◎登校に課題のあった高校生が、仲間たちの支えもあって無事高校を卒業して大学へ進学。
- ◎無業状態だったが、まごころドーナツで知り合った企業や団体で社員やアルバイトとして働くようになった。
- ◎就職活動や資格試験勉強の場として利用し始め、就職後も仕事帰りや休日に利用している。

(その他、地域とのつながり)

近隣の町会長や地域団体の方々が日常的にまごころドーナツに来られ、若者たちと交流してくださっている。

親を頼れない子どもや若者のための みらいステップBASE



一中野区社会的養護自立支援拠点事業一

社会的養護経験者が施設退所後において、生まれ育った家庭環境等に左右されることなく、安定して自立した生活を営むことができるよう、中野区子ども・若者支援センターを社会的養護自立支援拠点として整備し、これらの方に対する支援を行います。

対象者について

～義務教育終了後から29歳まで～

区児相 措置者	中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等に入所中の人、退所した人
区内施設 退所者	中野区内の児童養護施設等に入所中の人、退所した人
区内 居住者	児童養護施設等を退所した区内在住者
その他	一時保護経験者等

「児童養護施設等」
…児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム

事業概要

A

社会的養護自立支援事業

A-1 支援計画の作成

区児相
措置者
区内施設
退所者
区内
居住者
その他

心身、生活、家庭環境、進路希望などの情報をを集め、課題や目標、具体的な支援内容や方法を明記した計画書を作成

A-2 生活補助支援

区児相
措置者
区内施設
退所者
区内
居住者
その他

進路や求職活動、居住、家庭、交友関係、将来への不安等の相談にのり、他機関と連携して支援

A-3 学び・交流支援

区児相
措置者
区内施設
退所者
区内
居住者
その他

退所者等が気軽に集まり交流する場や、社会的自立に必要なことを学ぶための機会を提供

B

自立支度費助成事業

★裏面参照

区児相
措置者
区内施設
退所者

自立にかかる費用を20万円限度に助成

例) 不動産賃貸借契約締結時に支払う敷金・礼金、家具・家電・スーツ購入費用

C

居住支援事業

C-1 居住費助成 ★下記参照

区児相
措置者区内施設
退所者

居住する住居の賃料、共益費及び管理費に相当する経費の助成

【対象者】大学等に進学又は在学する者、大学等を休学又は退学した者

【補助限度額と期間】

- ◆進学者…対象者が負担した額の2分の1に相当する額（3万円上限）60ヶ月
※転学、復学も対象
- ◆退学者等…対象者が負担した額（6万円上限）12ヶ月

C-2 居住支援

区児相
措置者区内施設
退所者区内
居住者

その他

居住支援法人等と連携し、社会的養護経験者の不動産賃貸借契約の締結を補助するなど、円滑に居住環境を確保できるよう支援

※一般社団法人ささえる手が連携して実施

D

医療支援事業

D-1 医療費助成 ★下記参照

区児相
措置者区内施設
退所者区内
居住者

その他

社会的養護経験者に対し、精神衛生の向上のために要する経費を助成

年間上限12万円、最長1年 ※交通費も対象可

対象経費：精神衛生の向上のために要する経費

D-2 医療連携

区児相
措置者区内施設
退所者区内
居住者

その他

精神科医等と連携し、社会的養護経験者の精神医療受診に同行するなど、円滑に精神医療・カウンセリングを受診できるよう支援

★該当者の内、施設等を退所等した者で以下の要件に該当する者が利用可能

ア：親族から経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持していること

イ：助成を受けている間、引き続き、児童養護施設等若しくは里親等からの生活上の相談又は

生活補助支援を原則月1回以上受けることができる

ウ：自治体の趣旨を同じくする支援及び生活保護を受けていないこと

委託先：認定NPO法人ブリッジフォースマイル

<https://www.b4s.jp/>

電話：03-6842-6766（代表） メール：commu@b4s.jp

相談受付時間 月・火・水・金・土（年末年始除く） 14:00-18:00



ブリッジフォースマイルでは、多様なプログラムで
親を頼れない子どもたちの支援をしています
支援・相談の詳細はこちら⇒<https://www.b4s.jp/care/>

